

令和7年第2回

普代村議会定例会会議録

普代村議会

令和7年第2回普代村議会定例会会議録

招集告示年月日	令和7年2月12日		
招集の場所	普代村議会議場		
開閉会日時及び 宣 告	開 会	令和7年3月4日 10時00分	
		議 長	正 路 正 敏
	散 会	令和7年3月4日 15時56分	
		議 長	正 路 正 敏
応（不応）招議員及び 出席並びに欠席議員 出 席(午前) 9人 (午後)10人 欠 席(午前) 1人 凡例 ○ 出席 ▲ 欠席 × 不応招 ○▲ 公務欠席	議席番号	氏 名	出席等の別
	1	金 子 泰 男	○
	2	松 葉 明 人	○
	3	大 上 浩 史	×、○
	4	齊 藤 正 明	○
	5	中 上 一 登	○
	6	嗟 峨 典 行	○
	7	森 田 幸 一	○
	8	大 上 智	○
	9	古 沼 和 也	○
	10	正 路 正 敏	○
会議録署名議員	5	中 上 一 登	
	6	嗟 峨 典 行	
職務のため議場に出席 した者の職・氏名	事務局長	菅 野 伸 二	
	書 記	藤 嶋 大 輔	

<p>地方自治法第 121 条に より説明のため出席 した者の職・氏名</p>	<p>村 長 副 村 長 教 育 長 総 務 課 長 政 策 推 進 室 長 税 務 出 納 課 長 兼 会 計 管 理 者 住 民 福 祉 課 長 保 健 セ ン タ ー 所 長 兼 包 括 支 援 セ ン タ ー 所 長 兼 子 育 て 世 代 包 括 支 援 セ ン タ ー 所 長 建 設 水 産 課 長 農 林 商 工 課 長 商 工 観 光 振 興 室 長 兼 休 養 施 設 管 理 員 医 科 ・ 歯 科 診 療 所 事 務 長 教 育 次 長</p>	<p>梶 屋 伸 夫 太 田 吉 信 三 船 雄 三 高 井 俊 一 中 村 克 成 深 渡 秀 利 松 葉 修 志 松 葉 義 人 大 村 修 上 戸 鎖 栄 樹 宮 田 修 幸 山 田 晃 人 道 下 勝 弘</p>
<p>議 事 日 程 会 議 に 付 し た 事 件 会 議 の 経 過</p>	<p>別紙のとおり 別紙のとおり 別紙のとおり</p>	

<p>開 会 (10:00)</p>	<p>議 長</p>	<p>令和7年3月4日(火)第2回普代村議会定例会 ただ今から、令和7年第2回普代村議会定例会を開会いたします。 ただ今の出席議員は、10名であります。定足数に達しておりますので、 会議は成立いたしました。 直ちに、本日の会議を開きます。 本日の日程は、お手元に配布いたしました議事日程(第1号)によっ て進めてまいります。</p>
<p>会議録署名議 員の指名</p>		<p>日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。 5番中上一登議員、6番嵯峨典行議員の両議員を、会議規則第127条の 規定により指名いたします。</p>
<p>会期の決定</p>		<p>日程第2「会期の決定」を、議題といたします。 先般2月26日に開催されました、議会運営委員会の結果報告では、本 日から3月10日までの7日間でございますが、お諮りいたします。 今期定例会の会期を議会運営委員長長の報告のとおり、本日から3月10 日までの7日間と決することに、ご異議ございませんか。 (異議なし)</p>
<p>諸般の報告</p>	<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認めます。 よって会期は、本日から7日間と決定いたします。 日程第3「諸般の報告」を行います。 「政務活動報告」であります。お手元に資料を配布しておりますの で、ご了承願います。 次に、「例月出納検査の結果報告」であります。監査委員より監査結 果の報告書1件を受理しており、その写しをお手元に配布しております ので、ご了承願います。 次に、広域関係等の報告がありましたらお願いいたします。 5番中上一登議員。</p>
	<p>中上議員</p>	<p>5番中上です。先般2月17日に久慈広域連合議会が久慈市議会議場で 開催されております。 (以下、中上議員報告、記載省略)</p>
	<p>議 長</p>	<p>そのほか、ありましたらお願いします。 4番齊藤正明議員。</p>
	<p>齊藤議員</p>	<p>4番齊藤です。岩手県後期高齢者医療広域連合議会定例会の報告をい たします。 (以下、齊藤議員報告、記載省略)</p>
<p>村長の施政方 針</p>	<p>議 長</p>	<p>そのほか、ございませんか。 なければ、以上で、「諸般の報告」を終わります。 日程第4「村長施政方針」演述を行います。 柗屋村長。</p>
	<p>柗屋村長</p>	<p>所信の表明の前に、2月26日発生の大船渡市での山林火災により犠牲 になられた方のご冥福をお祈りし、住宅など被災された皆様に心からの</p>

お見舞いを申し上げながら、一刻も早い鎮火を願い続けさせていただきたいというふうに存じます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、令和7年第2回普代村議会定例会が開催をされ、令和7年度当初予算（案）などのご審査をいただくに当たり、その概要を申し述べ、議員各位や村民の皆様のご理解とご協力をお願いをさせていただきます。

はじめに、村民の皆様には、エネルギー価格や諸物価の高騰、定置網漁業の不振などの影響により、生業や暮らしの厳しさが増してもいる中、村政全般への多大なるご協力を賜っておりますことに、厚くお礼を申し上げます。

本年度は、村の観光大使に銀次さんを委嘱することができ、青の国ふだいの魅力発信体制の強化が図られる中、賑わいづくりへの昆布ブラザーズ生誕祭も開催され、みちのく潮風トレイルへの人の流れも強まるなど、交流人口の拡大が着実に図られてきたところであります。また、上区地区排水ポンプ場の本格稼働により台風豪雨災害への防災体制の強化が図られ、本年4月の開所を目指す新魚市場も完成をし、令和7年度に発注予定の義務教育学校建設工事の設計業務も完了したところであります。議員各位のご指導などに、深く感謝を申し上げます。

令和7年度は、「笑顔がみちあふれた、北緯40度の地球村ふだい」を目指す将来像としております第5次・総合発展計画や第2期・まち・ひと・しごと創生総合戦略、国土強靱化地域計画が最終年度を迎えます。本年度までの進捗率は、事業数ベースで141%、事業費ベースで94%となっております。来年度は総仕上げの取り組みを推進し、目標達成に努めてまいります。

その中では、引き続き、防災・減災への対策や感染症・物価高騰等への対応に着実に取り組み、地域の安全や暮らしの安心をしっかりと確保しつつ、移住・定住の誘致を促進するなどの人口減少対策はもとより、その影響を緩和しながら、減少が進んでいく中でも、誰もが生き生きと暮らし続けられるよう、県北広域振興局などとも連携をし、取り組んでまいります。

さらには、産業・経済の活性化も急務であり、各事業者や関係団体との連携による担い手の確保などを含めた取り組みを強めます。特に、水産業では、浜の活力再生プランの着実な推進などに、漁家や漁協との協働での取り組みを行ってまいりますし、新魚市場の円滑な開所、稼働へのサポートにも努めてまいります。

加えて、交流・関係人口の拡大、観光・物産の振興に積極的な取り組みを行い、賑わいの創出はもとより、地域経済の活性化にもしっかりと効果の表れる取り組みの推進に努めます。

そして、最重要事業と位置付ける義務教育学校建設事業には、全庁を挙げ、総力を傾注し、取り組みます。

	<p>なお、令和 8 年度を初年度とする第 6 次・総合発展計画につきましては、まち・ひと・しごと創生総合戦略や国土強靱化地域計画も一体化し、来年度内に策定します。</p> <p>以下、総仕上げとの位置づけで取り組みます第 5 次・総合発展計画や第 2 期・まち・ひと・しごと創生総合戦略などでの基本目標施策ごとの主要事業について申し上げます。</p> <p>まず、まち・ひと・しごと創生総合戦略事業の推進ですが、本村の人口は、昨年 1 年間で 69 人減少しております。社会・経済活動の担い手不足、村の活力や魅力の低下が一層にも懸念されます。この現象を抑制するための取り組みを強化するよう、国のデジタル田園都市国家構想も踏まえながら、諸事業の積極的な推進に努めます。</p> <p>本年度でデジタル田園都市国家構想交付金事業が完了することから、地域おこし協力隊推進制度を活用し、移住者の誘致、その伴走支援に引き続きの取り組みも行います。</p> <p>また、関係人口拡大のための移住コーディネーターの配置や村の情報番組の放送により、青の国ふだいの魅力発信を強化しつつ、地域おこし協力隊員や地域活性化起業人、地域づくりアドバイザー、観光大使などとの連携もしながら、移住・定住の促進はもとより、ふるさと納税の拡大にも資するよう取り組みます。</p> <p>なお、ふるさと納税は、産業・経済の好循環にも大きく寄与しているところであり、返礼品提案業者との連携を強化しつつ、メルマガ配信やきめ細やかな寄付者対応の徹底により、リピーターの獲得に注力するなどし、目標額の達成に努めます。</p> <p>次に、学ぶ喜びを村づくりにつなげる施策の推進ですが、村のメインプランであります総合発展計画が改定されることを踏まえ、義務教育学校開校後も見据えた、本村教育振興施策の総合的なビジョンとなる教育振興基本計画の策定に取り組みます。</p> <p>そして、就学前教育は保育所型認定こども園はまゆり子ども園の保育の質の向上に、引き続き取り組みます。また、森のようちえんへの支援も継続しつつ、はまゆり子ども園との交流や連携の促進にも努めます。</p> <p>学校教育は、情報機器整備事業に取り組みながら、義務教育学校建設はもとより、その開校への諸準備にも万全を期すよう取り組みます。</p> <p>なお、育英奨学資金貸付事業や学習塾事業などを継続し、学ぶ意欲にあふれた児童生徒などを支えてまいります。</p> <p>社会教育は、放課後子ども教室事業や学校と地域の協働連携事業の推進に取り組むとともに、鶴鳥神楽保存会などの活動支援も行いながら、新たに普代の方言の保存・伝承事業や昭和 30 年代からの永久保存広報写真のデータ化も進め、その展示などにも取り組みます。</p> <p>保健体育は、はまゆりスポーツクラブへの事業委託を継続しつつ、夢の教室事業を実施し、人材育成への取り組みを続けます。</p>
--	---

	<p>次に、未来を開く活力ある産業を育てる施策の推進ですが、水産業では、新規就業者確保事業や水産業活性化事業などを行いつつ、県営の太田名部漁港と堀内漁港の機能保全事業を進めます。</p> <p>また、新魚市場での強い水産業づくり交付金事業、堀内漁村センターでの照明LED化も進めます。なお、海フェスタ in ふだいは、定置網漁業の長期不振の影響を踏まえ休止とします。</p> <p>農業は、ほうれんそう価格安定基金拠出を継続しつつ、地域農業計画実践支援事業、園芸作物収量向上等支援事業、新規となります未来農業実証事業を行います。</p> <p>鳥獣防除は、電気柵設置助成や有害鳥獣駆除報奨金支給事業などを行い、被害防止に努めます。また、新規に捕獲個体処理用埋設管設置工事も行います。</p> <p>林業は、原木しいたけ生産を持続可能とするよう植菌助成事業を行いつつ、村有隣の下刈り・植林事業、ナラ枯れ対策事業に取り組みます。森林環境譲与税事業では、実地調査、緑の村環境整備事業、基金積立を行います。</p> <p>商工業は、商工会による地元消費拡大へのプレミアム付き商品券発行事業や青の国ブランド商品開発促進支援事業を行います。また、起業支援、運転資金等確保預託、経営指導支援の補助も行います。</p> <p>観光は、ふだいまつり、昆布ブラザーズPR事業、ビーチヨガや神楽の日などのイベント開催を行うとともに、観光バス誘致事業、観光特産品インフォメーション事業、ふだいまるごと観光物産事業、新規でみちのく潮風トレイル受け入れ環境整備事業、恋する燈台プロジェクト事業なども行います。</p> <p>くろさき荘は、落ち込んでいた宿泊利用に回復傾向も見られますが、光熱費や賄材料費が高止まりする中、人件費が大幅に増え、引き続き、厳しい経営状況となっております。1月からは昨年にも増した営業の縮小により、収支赤字の削減に努めてきたところであります。その本年度の実績見込みは、事業収支が7,739万3千円と前年度比468万8千円の増となり、事業支出は1億1,424万5千円と前年度比681万7千円の増となり、営業収支では3,121万3千円の赤字が見込まれます。よって、本年度も一般会計から補填をお願いせざるを得ないことを重く受け止めてまいります。議員各位や村民の皆様衷心よりのお詫びを申し上げる次第であります。</p> <p>令和7年度は、昨年の料金改定の効果が着実に表れてくることも期待をしつつ、特にも早めの企画プランの催行などによる年度前半の増収に努め、村に不可欠な施設の存続に向けた収支改善に総力を挙げてまいります。</p> <p>なお、12月末の収支状況によっては、宿泊と日帰り入浴の営業を1月初旬で完全に打ち切り、その後は会食と仕出しのみの営業とすることも</p>
--	--

視野に入れながら、議会さんも含めてのくろさき荘の今後の在り方への検討もしなければと考えておりますので、議員各位や村民の皆様の特段のご理解をお願いいたします。

次に、健やかに安心して暮らせる環境を作る施策の推進ですが、一般保健活動で検診受信率向上対策、検診受信一部負担助成、健康ポイント事業などを行い、健康増進意識の向上と生活習慣病の予防による健康長寿の増進に努めてまいります。また、インフルエンザワクチンや新型コロナウイルスワクチンの無償接種、帯状疱疹ワクチン接種の一部助成を継続します。

高齢者保健福祉は、新たに通いの場等での健康障害リスク因子の低減に資する取り組みを行いつつ、保健と介護予防の一体的な推進による地域包括支援センター事業の充実を図りながら、後期高齢者の健康増進とフレイル予防を推進します。また、生活支援ハウスや小規模多機能ホームの運営助成や看護・介護職等養成奨学金貸与なども継続しつつ、新たに普代福祉会への介護人材確保助成を行い、サービス提供を継続可能とするための支援を行います。

さらには、高齢者が地域で健康的な生活ができるよう、高齢者移動支援や高齢者等生活支援、地域サロン活動支援、加齢性難聴補聴器購入助成、新たに骨伝導集音器の窓口設置なども行いつつ、シルバー人材センター運営支援や社会福祉協議会運営支援も行い、高齢者の相談や生きがい活動を支えます。

なお、本年度に設計業務を完了した歯科常勤医師住宅の建設にも取り組みます。

次に、自然と共生する安全で快適な環境をつくる施策の推進ですが、昨年度策定した地球温暖化対策実行計画に基づく脱炭素社会の実現に向けた取り組みとして、公共施設のLED化や住宅等での太陽光発電システム等導入に努めます。また、新たにブルーカーボン・オフセット制度構築への共同研究も進めます。

住宅では、公営住宅長寿命化計画の策定を行うとともに、民間住宅での一般リフォームと浄化槽設置加算リフォームの拡充助成のほか、新たに熱中症防止のための民間住宅エアコン設置支援と公共建物の空調設備改良も行います。

道路は、仮称普代駅前8号線の新設、白井港線、旧国道2号線、白井沢向線、普代駅前1号線、力持港線などの舗装・側溝等補改修、沢山線と黒崎3号線の改良などを行います。また、茂市北ノ股線などの改良の設計・測量や滝ノ沢橋などの橋梁の補改修の点検・設計も進めます。

河川は、大沢川などでの堆積土砂撤去や障害物除去を行います。

簡易水道・下水道は、事業の安定的な持続のための経営戦略策定事業に取り組むとともに、簡易水道施設での水位計などの更新も行います。

汚水処理は、個別合併処理の拡大に向けた嵩上補助を継続し、普及率

	議長	<p>の向上に努めます。</p> <p>防災は、老朽化が激しい防災行政無線施設の 5 年後位での更新を視野に、その基本計画の策定に取り組むとともに、災害対策用衛星通信システム更新、消防ポンプ自動車の購入を行います。また、新たに自主防災組織の活動や資機材整備への支援制度を創設し、防災士の養成にも引き続き取り組みます。</p> <p>交通安全は、通学路交通安全のためのグリーンベルト設置などを行うとともに、事故防止や飲酒運転撲滅への啓発の強化に努めます。</p> <p>最後に、明日を拓く持続可能な仕組みをつくる施策の推進ですが、信頼される役場づくりのための職員の資質向上は、市町村職員研修協議会での研修や村独自の人事評価やメンタルヘルスの研修を行うとともに、県派遣研修も継続しながら、時代の変化に対応する柔軟な発想と行動力を備える職員の育成、確保に努めてまいります。</p> <p>また、自治体DXの着実な推進のため、AI・RPA活用に取り組むとともに、テレビデータ放送の効率的な活用の徹底なども図りつつ、行政情報の適時・適切・円滑な発信による行政サービスの向上に努めます。</p> <p>行政運営は、実質公債費比率が上昇してきておりますので、一層にも、優遇起債の活用の徹底を図りながら、将来負担比率のゼロ水準の維持にも意を用いながら、諸施設の維持管理費はもとより、各事業のコスト削減、休養施設事業などの収支改善による繰入の縮減にも取り組み、健全性の維持、確保に努めます。また、財政調整基金は今後の大規模事業向けの取り崩しも視野に入れつつ、諸災害に万全に対応できる水準を維持します。</p> <p>久慈広域連合での共同処理事務につきましては、地域包括ケアシステムを深化・推進し、認知症高齢者への支援体制の構築にも取り組む介護保険事業、脱炭素社会の実現と循環型社会形成の推進に向けた、ごみの排出抑制と適切な分別の徹底などに取り組みつつ、最終処分場の延命化や旧し尿処理場の解体撤去工事を進める衛生事業、水難救助業務やいわて消防指令センターの運用開始に向けた取り組みを進めながら、大規模かつ多様化する災害に的確に対応できる消防防災体制の充実・強化などに取り組む消防事業などの各事業の円滑な推進に、構成市町村とともに努めてまいります。</p> <p>以上、令和 7 年度の主要な施策の方針などについて説明させていただきました。これら施策を職員一丸となって、しっかりと推進をし、「まちがにぎわい、風土をつむぎ、安らぎを感じ、人と人がつながりあう、青の国を」の村づくりの更なる前進を期してまいりますので、議員各位や村民の皆様のご深いご理解と一層のご協力を心からお願いを申し上げます。私の所信の表明とさせていただきます。どうぞよろしく願いをいたします。</p> <p>以上で、「村長施策方針」演述を終わります。</p>
--	----	--

<p>令和7年度普代村教育行政基本方針</p>	<p>三船教育長</p>	<p>日程第5 教育長より「令和7年度普代村教育行政基本方針」の説明を行います。</p> <p>三船教育長。</p> <p>まず、基本方針を述べる前に私からも消防団そして自衛隊など懸命な消火活動にもかかわらず、延焼が続いている大船渡の山林火災に対しまして、一日も早い鎮圧、鎮火を願うものです。また、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。</p> <p>それでは、議長のお許しをいただきましたので、令和7年第2回普代村議会定例会が開催されるに当たり、令和7年度教育行政各分野の基本的な考え方と施策の概要についてご説明を申し上げ、議員各位、村民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。</p> <p>はじめに、本村教育の推進につきましては、議員各位をはじめ、村民の皆様のお力添えをいただきながら、子どもたちの健やかな成長が図られておりますことに、心から感謝を申し上げます。</p> <p>社会を取り巻く状況は、人口減少、少子高齢化、情報技術の目覚ましい発展や国際化、特に人口減少は学校の統廃合や複式学級の増加など、教育現場におきましても様々な影響が出ております。</p> <p>学校現場では、職員個々の負担がさらに増える中、複雑化・多様化が進む諸課題に対応しながら、学力向上はもとより本村の子どもたちに、郷土を愛し、ふるさと普代への愛着や誇りを持てる人づくりを目指し、子どもたちを中心に据えた特色ある学校づくり、社会・地域と連携した学校経営に鋭意取り組んでまいります。</p> <p>また、村長の所信表明にもございましたが、教育基本法17条第2項に基づき、義務教育学校開校を視野とした、本村の教育分野における目指すべき姿と進むべき方向性を定める、普代村教育振興基本計画策定にも着手いたします。</p> <p>生涯学習分野でも、様々な事業等を通し、村民一人ひとりが、豊かで活気に満ち、笑顔で生涯にわたり学び続ける環境づくりに取り組んでまいります。</p> <p>以下、県の方針、第5次普代村総合発展計画等を踏まえた教育行政各分野の令和7年度の基本的な考え方と施策の概要について申し上げます。</p> <p>第1「幼児教育」について申し上げます。</p> <p>人の一生において、幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で、重要な時期です。</p> <p>幼児期の教育がその後の人生を大きく左右する重要なものであることをしっかりと認識し、園での豊かな生活・自然体験、そして幼児期に最も大切な「遊びを通しての学び」の中で、様々なことに対する興味・関心や共同性、自立心等を育み、小学校以降の生活や学習の基盤の育成に資するよう、「生きる力の基礎を育む保育の充実」に努めてまいります。</p> <p>また、幼児期教育と小学校教育を円滑に接続し、子どもの発達や学び</p>
-------------------------	--------------	---

	<p>の連続性に配慮した体系的な教育を組織的に行ってまいります。</p> <p>特にも、5歳児から小学校1年生までの2年間は、「架け橋期」と呼ばれ、こども園から小学校への移行期間として重要視されています。国の示す「幼保小の架け橋プログラム」は、この時期にふさわしい、主体的・対話的で深い学びの実現を図り、一人ひとりの多様性を配慮した上で、すべての子どもに、学びや生活の基盤を育むことを求めています。</p> <p>本村でも、令和6年度から、この時期の教育内容や指導方法を具体的に示した「架け橋期のカリキュラム」開発に取り組んでまいりました。</p> <p>令和7年度は、この取り組みを継続・発展させ、幼少連携教育の充実、教育の質の向上を図るための職員研修を実施し、日々の園経営の改善、職員一人ひとりの意識・質の向上に向けた施策を進めてまいります。</p> <p>第2「家庭の教育力の向上」について申し上げます。</p> <p>いつの時代にも、子を持つ親たちはわが子を「賢く、たくましく、心豊かに育てたい」と願い続けてきました。その願いは過去も現在も未来も変わることのない親たちの普遍的な願いと思っています。</p> <p>しかし、急激に進む少子化、そして核家族化は、育児・しつけ等に関する知識、体験等の減少を生み、結果、子育てに対する不安や悩みを抱え、孤立する親の増加が深刻な社会問題となっています。</p> <p>この解決に向け、引き続き家庭本来の教育機能の回復に向けた取り組みについて、子育てに関する部署や教育振興運動、PTA、地域の方々の協力もいただきながら進めてまいります。</p> <p>第3「子どもを育む地域教育力の向上」につきましては、学校支援地域本部事業、放課後子ども教室、矢巾町との交流事業、体験活動等、更には普代型スクール・コミュニティを柱とした学校・家庭・地域との連携を促進し、学校と地域が一体となって、特色ある学校づくりを進め、ふるさと普代に愛着や誇りを持てる児童生徒の育成に努めてまいります。</p> <p>第4「小中一貫教育」ですが、小中一貫教育は義務教育9年間を通じ、子どもたちの学力や資質・能力の向上はもちろん、個々の児童生徒が将来的に社会を担う一員として自立できるよう、従来以上に子どもたちに社会性や自己意識などの育成を系統的に実践する取り組みです。</p> <p>令和9年度開校予定の義務教育学校での9年間を貫く教育課程、指導の在り方、学力保障、諸行事の在り方等の教育基盤の整備に普代村小中一貫教育研究会が中心となって進めてまいります。</p> <p>義務教育学校建設につきましては、議員各位のご理解もいただき6年度、実施設計が完了いたしました。令和7年7月の工事着工を目標に取り組んでまいります。</p> <p>義務教育学校名につきましては、6年度村民の皆様から校名を募集し、「普代村立普代学園」と決定させていただきました。また、校章につきましても本年度中に決定したいと考えております。今後も校歌、登下校の安全確保等、義務教育学校への移行に伴う様々な諸準備を加速化して</p>
--	---

	<p>まいります。</p> <p>小・中合同の文化祭「スクールフェスタ」は、9年間の学びの成果を実感する場として、これまで積み上げてきた小中一貫教育の成果が期待される取り組みです。</p> <p>義務教育学校開校を視野に普代村小中一貫教育研究会で検討を進めてきた小中合同運動会につきましても、7年度5月となりますが実施予定でございます。</p> <p>第5「確かな学力の育成」については、新しい時代に必要となる資質・能力の育成を目指す現行学習指導要領の趣旨を踏まえ、小・中学校では生きて働く「知識・技能」、そして「思考力・判断力・表現力等」、学びを人生に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」をバランスよく育むために、「主体的・対話的で深い学び」の視点から授業改善に取り組んでおります。</p> <p>児童生徒一人ひとりに確かな学力を育成するため、様々な知恵を出し合い、学習の「見通し」、「課題解決」、「振り返り」といった「岩手の授業づくり3つの視点」を取り入れた授業づくりや「つまずき」を生かした学習指導に引き続き取り組んでまいります。</p> <p>また、「主体的・対話的で深い学び」を実現するためには、「個別最適な学び」と「共同的な学び」を一体的に充実させていくことが欠かせません。</p> <p>そこで、これまでの日本型学校教育の良さを受け継ぎながら、GIGAスクール構想に基づいて、ICTの効果的な活用による学びの充実を図るため、令和7年度から小・中学校にロイロノートを導入いたします。</p> <p>このロイロノートとは、学校や教育現場で使われるデジタルノートアプリであり、すべての授業で使用が可能です。一人ひとりが、パソコン上のノートに文書、画像、動画、音声など、様々な形式のコンテンツをまとめて保存でき、共有や共同編集を行うことで共同的な学習をスムーズに進めることが可能となります。ICTの特性や強みを最大限生かしながら、「思考力・判断力・表現力等」の育成を図る「深い学び」の実現に向けた授業改善に取り組んでまいります。</p> <p>特別な支援を必要とする児童生徒につきましては、コーディネーターを中心に支援・指導・研修体制を図り、特別支援員を配置し、特別支援学級あるいは通常学級での支援や関係機関の連携を重視し、教職員の専門性の向上に努め、きめ細やかな支援を継続してまいります。</p> <p>小・中学生の自ら進んで学習する場を提供し、学力向上及び学習習慣の定着を図ることを目指す学習塾も引き続き継続してまいります。</p> <p>第6「豊かな心の育成」については、生命や自然、伝統、文化を尊重し、自他の命を大切にする心を育む道徳教育や復興教育、安全教育、キャリア教育が計画的・実践的に推進されるようその充実を努めてまいります。</p> <p>いじめに対しては、「いじめ防止対策推進法」に則り、適切に認知、対</p>
--	--

応いたします。また、常に児童生徒に気を配り、いじめが発生しないための環境づくりや生徒指導にも取り組みます。もし、発生した場合には、そのことを児童生徒の成長につなげる教材ともし、早期対応、早期解決に向け、組織的な対応を行い児童生徒の人権を保障してまいります。

不登校児童生徒数は本村では少数ですが、その原因は多岐にわたり複雑化しております。児童生徒に寄り添いながら、児童生徒の変化に気づき、SOSを受け止める力の向上、更には教育相談体制の充実、そして魅力ある学校づくりと分かりやすい授業の工夫等に努め、常に子どもを真ん中に児童生徒が自分の居場所として安心して通える学校となるよう努力してまいります。

第7「健やかな身体の育成」については、児童生徒の体力向上、健康の保持増進、安全に対する意識の高揚を図るため、運動の楽しさや喜びを感じる授業の充実、部活動の活動方針に基づく活性化を図ります。

「部活動の地域移行」に関しては、文科省から打ち出された当初は、教職員の長時間労働の改善が色濃く感じられたものでしたが、近年「急激な少子化が進む中でも、将来にわたり生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会の確保・充実すること」が改革の主目的となっており、地理的要因にかかわらず、生徒が希望する活動を主体的に選択できる環境整備が求められております。しかし本村の場合、指導員の確保、受け皿の問題等の課題があります。今後も、「部活動地域移行連絡協議会」が中心となって、保護者や県との協議を進めながら実現への可能性を探ってまいります。

食育に関しては、食は人間が生きていく上での基礎となるものであり、また、知育、徳育、体育の基礎を育むための前提となるものであります。

食育は、様々な経験を通し「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、感謝の心、社会性等健全な食生活を実践することができる人間を育てることと捉えております。

安全で、バランスのとれた給食の提供、地場産品も積極的に取り入れ、郷土愛を育む食育指導など引き続きその充実に努めてまいります。

次に、生涯学習の充実について申し上げます。

第1に「生きがいつくり、多様な学習活動の振興と支援」について申し上げます。

村民の皆さんの生きがいつくりと多様な学習活動を支えていく上で、社会教育団体の活性化が極めて重要となります。そのため、文化サークル団体・子供会等の自立的活動を支援します。

また、子どもを取り巻く環境の変化に対応するため、学校・家庭・地域の連携を促進し、「学校支援地域本部事業」や「放課後子ども教室」の充実を図り、地域全体で子どもたちの成長を支えてまいります。

さらに、人生100年時代を見据え、多様化・高度化する村民の皆さんの学習ニーズに応えるような事業を展開し、生涯学習環境と推進体制の

	<p>整備・充実も進めてまいります。</p> <p>第2「多様な健康づくりとスポーツの推進」についてですが、生涯スポーツの振興は、村民の皆さんがスポーツを通し、豊かな人間関係を育成し、地域そして村を活性化するために極めて重要と考えます。</p> <p>はまゆりスポーツクラブの充実を図り、幼児から高齢者の皆さんまで、健康で明るく過ごせるよう、様々な運動機会の提供に努めます。</p> <p>教育委員会主催のグラウンドゴルフ大会、マレットゴルフ大会、はまゆりマラソン大会等を実施し、スポーツの推進と村民の皆さんの交流を図ってまいります。</p> <p>第3「伝統文化の継承と芸術の振興」についてですが、本村の宝である鶺鴒神楽は、国の無形文化財に指定され11年となります。教育委員会では、鶺鴒神楽保存会の自主的活動を強く支援し、未来永劫、この素晴らしい伝統芸能が伝承・承継されていくよう努力してまいります。</p> <p>また、普代中学校の中野流鶺鴒七頭舞同好会は、生徒減少の影響もあり、同好会加入者が減少傾向にあります。加入者を増やし、伝統の灯を消さないよう育成に努力してまいります。</p> <p>村内で活動する諸文化団体も引き続きの支援を行い、芸術文化協会、諸文化団体の活動の充実・活性化、そして発表の場の機会を作り、生きがいをもって取り組めるよう支援してまいります。</p> <p>言葉は文化と言われます。しかし、マスメディア等の発達で本村でも例外なく言葉の共通語化が進んでおります。長い歴史の中で育まれてきた「普代弁」という素晴らしい言葉の文化を後世に残すための取り組みに令和7年度から着手したいと考えております。</p> <p>第4「地域社会の変化に対応する学習機会の推進」について申し上げます。</p> <p>スマートフォン、パソコン等の情報機器は、生活の一部となり学習の場でも効果的な機器です。しかしながら一方で、トラブルも多発しております。</p> <p>情報モラルの問題は、個人はもとより保護者の関わり方や家庭環境に大きな課題があるとも思っております。情報を正しく活用する能力を高めるための指導を学校、教育振興運動と連携し、進めてまいります。</p> <p>図書室では、生涯学習の土台を支える機関として蔵書の充実を図っております。幼児期から親子で本に親しむ、ブックスタート事業、親子読書の展開、移動図書・学校図書室の充実など、村民誰もが本に親しむことができる読書環境整備を進めてまいります。</p> <p>以上、令和7年度の基本方針・施策の概要について、その一端を申し述べさせていただきます。</p> <p>令和7年度も教育を取り巻く環境、教育現場は新聞等でも報じられているように、非常に厳しい状況ですが村民各位の深い愛情をいただきながら、幼・小連携教育、そして9年間の学びの連続性や発展性を踏まえ、</p>
--	--

	<p>議 長 梶屋村長</p>	<p>梶屋村長。</p> <p>大上智議員の「普代学園の建設について」の質問にお答えをさせていただきます。</p> <p>1点目の国の交付決定の見込み時期等を勘案して、本年7月の工事着工に変更はないか、とのご質問につきましては、基本計画等策定の際にご説明したとおり、現時点において変更はななく進めている状況でございます。しかしながら、昨年末の議員全員協議会でもお話しをさせていただきましたとおり、近年、労務費や資材価格が急激に高騰していることから、仮に入札が不調となった場合は、再入札を行わなければならない、契約の時期等が2か月程度は後ろ倒しになる懸念もあるところでございます。入札直前の単価入れ替え作業を行うなどしながら、発注事務に万全を期したいというふうにご考えさせていただきます。なお、県との打ち合わせにおきまして、交付金事業の交付決定時期は6月上旬が予定をされることとありましたので、今後におきましても県と緊密な連携も図りながら、交付金スケジュールに沿った事務の執行と工事の進捗管理に努めてまいります。</p> <p>2点目の工期計画と完成時期につきましても、現時点において変更はなく、工期は18か月、完成時期を令和8年12月として進めているところでございます。工期につきましては、県営建設工事の標準工事日数に基づく工事期間を設定したもので、完成後の学校備品等の搬入・設置、各種システムの動作確認などの作業期間も2か月程度必要となりますことから、このような工程を定めたものでございます。大変に厳しいスケジュールであると考えてございますが、令和9年4月の開校を目標とし、総力を挙げての取り組みを行ってまいります。</p> <p>3点目の総事業費の現時点の見込み額につきましては、工事費以外も含めた義務教育学校開校までの全体事業費についてのお尋ねと理解をさせていただきます、お答えを申し上げます。</p> <p>まず、工事費につきましては昨年12月24日に開催した議員全員協議会で説明いたしました、33億円余を総工事費とし、現時点での見込み額としているところでございます。国土交通省が公表している指数では、最近の2年弱の期間において6.9%の物価上昇がございました。今後も物価上昇は続くものと予想をされますが、市場の動向を、予断を持ってお答えをすることもできませんので、一応こういう状況であるということでご理解をいただきたいというふうに思います。</p> <p>また、新たな校舎に設置・導入する備品等の購入につきましては、7年度に入ってから小中学校において必要備品の購入リストを作成する予定としてございます。現時点での見込み額は試算していない状況であります。他市町村の実績等も踏まえながら必要額を判断をし、8年度の当初予算に計上させていただきますので、このことも申し添えさせていただきます。</p>
--	---------------------	---

	<p>議 長 大上智議員</p> <p>議 長 榎屋村長</p> <p>議 長 道下教育次 長</p>	<p>その他の経費といたしまして、校章の作製業務委託料は今議会の6年度補正予算(案)に計上させていただいてございます。今後におきましても、さらに校歌制作費や開校・閉校式典などの経費が必要となりますので、開校準備委員会での協議を踏まえ、その必要額を定めてまいりたいというふうに考えております。</p> <p>4点目の閉校式の計画につきましては、開校準備委員会の所掌部分となっておりますが、まだ具体的な協議は行われていないとのことであります。歴史ある各学校が閉校する、あるいは現在の小中学校が統合し、新たな校種としての義務教育学校に生まれ変わるなど、様々なお考えがあろうというふうに存じますので、閉校式の在り方やその具体計画などにつきましては、準備委員会の皆様の協議結果を尊重させていただく形で進めさせていただければというふうに思っておりますことを申し添えまして、答弁とさせていただきます。</p> <p>8番大上議員。</p> <p>①について、再質問をさせていただきます。</p> <p>これからの工事着工までのスケジュールについてと、あと通学路における安全対策計画及び現時点においてスクールバスのおおよその運行経路計画はすでに策定されているものか伺います。</p> <p>榎屋村長。</p> <p>お答えをさせていただきますが、交通安全の部分は私から。それからスクールバス等については現課の方からというふうなことで、お答えをさせていただきます。</p> <p>交通安全対策につきましては、議員さん方からもそして村政懇等でもいろいろご指導をいただいておりますのでございまして、国土交通省等ともろもろのお願い等したり、要請もしたりといったようなことでございました。進めてきております。それで、まず昨年中に視距改良の、何て言うんですか、法を削って少し見晴らしを良くしていただきました。そして今年から国土交通省の方で、あそこの交通量等の調査を実地に行うというふうなことにしてございます。恐らく、新年度になってから入るというふうに思いますけども。その結果等々を踏まえた中で、いろんな安全対策について取り組んでいくというふうなことでございます。私どもも、その国土交通省の調査結果を踏まえた方針等をお聞きしながら、議会さんとも相談をしながら、もしもの事故等が絶対に起こらないような取り組みをしていきたいというふうに思っておりますので、引き続きのご指導等もいただければというふうに思っております。</p> <p>あとすみません、教育委員会さんの方からスクールバスの検討状況等ありましたらお願いします。</p> <p>道下教育次長。</p> <p>お答えいたします。スクールバスの運行またはスクールバスの必要台数等につきましても、今開校準備委員会の地域保護者部会の方での所掌</p>
--	---	---

	<p>議長 大上智議員</p> <p>議長 榎屋村長</p>	<p>となっております、その具体検討というのは、そこまではまだ進んでおりませんので、7年度に入りましたらスクールバス、あと通学路、そのほかもろもろございますので、検討を進めていきたいというふうに思っております。ありがとうございます。</p> <p>8番大上議員。 次に、②について再質問をさせていただきます。 もし、何らかの事由により令和9年4月開校に間に合わない事態が生じた場合は、どのようになるものか伺います。</p> <p>議長 榎屋村長。 お答えをします。ご心配をいただいておりますし、また、私らもまだこれから実際に入札もしていない、それから着工もしていない中で、心配な面もありまして。いろんなことが、もしあったらというふうなことでの取り組みも、少しずつ相談はしてきているところでございます。それで、今現在、先ほどもお話ししたように令和9年4月の開校を目標というふうな言いぶり、書きぶりでありまして、確実にそこにとというふうな決定もできない状況でございます。従って、私どもの間でももしかすれば数か月、例えば令和9年の夏休み中の開校ということも、もし状況によってはあるのかなあといったようなことも踏まえた中で、もろもろの準備等々を検討をしていきたい、いくべきだというふうな考えではあります。</p> <p>ただ、現状とにかく目標に向かって進めてみてというふうなことで、今現在では、いずれ議員さん方にも村民の方々にも令和9年の4月の開校を目指して取り組むというふうなことで発信をして、ご理解をいただいきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。</p> <p>議長 大上智議員。 8番大上議員。 続きまして、③について再質問させていただきます。 国及び村等のおおよその負担割合はどのようになるものか伺います。 また、村の負担分の償還計画についても、併せて伺いたいと思います。</p> <p>議長 榎屋村長。 お答えをします。詳しい部分は教育委員会の方で把握しておりますけれども、私の方で承知している部分ですと、まず今度の義務教育学校につきましては、補助率2分の1で整備を進めることができるというふうなことでございますけれども、その補助率というのが標準事業費の標準単価、国で決めた単価の部分の2分の1ということですので、通常、それよりも実際の単価は先ほどもお話ししたように、物価高騰等々の関係でそれを上回るというふうなことで、私の勝手な予測で申しますと、3分の1程度が実際の補助率になるのかなあというふうなことで、思っておりました。あと残った部分については、学校の整備については、優先的に過疎債を付けるということの約束をいただいておりますので、残り分は過</p>
--	--	--

	<p>議 長 大上智議員</p> <p>議 長 柁屋村長</p> <p>議 長 大上智議員</p> <p>議 長 道下教育次長</p>	<p>疎債を借用するということになります。そうしますと、その 7 割が交付税で後でバックをしますので、実質は最悪のパターンでも、3 分の 1 補助、残ったその 10 分の 7 の更に 10 分の 3 が実質負担というふうな形になるというふうに思っておりました。そしてですね、この学校事業については、通常の過疎債は 10 年償還というふうな形でございますけれども、学校事業についてはその大規模な事業費となるというのも、国が把握をしている中での対応として、30 年償還と。3 倍に伸ばした中で償還もさせていただけるというふうなことになっておるところでございます。いずれ通常の村民サービス、村民へのいろんな事業に支障がない中での義務教育学校の整備といったことを、肝に銘じながら今現在まで、取り組みを進めてきておりますので、今後もそういった考えのもとに進めていきたいなあというふうに思っております。</p> <p>8 番大上智議員。</p> <p>次に、この問題の最後に④について確認っていうか、再質問をさせていただきます。</p> <p>この閉校についての準備委員会っていうか委員会は、先ほど村長からお伺いして、開校準備委員会の方が掌握っていうか、一緒に並行して、そっちの方も同じ委員会で進めてるということによろしいですね。</p> <p>柁屋村長。</p> <p>そのように取り組んでいただくことでお願いもしておりました。いずれ開校準備委員会ですか、そっちの方の取り組み事務ということで取り進めて、私の部局の方はその意向っていうか、決定事項を尊重して取り組むというふうな形でおりました。</p> <p>(「以上、1 番目の質問を終わります」と、大上智議員)</p> <p>今、教育委員会の方はいいですか。</p> <p>何か教えてもらえれば。お願いしたいです。</p> <p>道下教育次長。</p> <p>3 点目の事業費の関係での負担割合というお尋ねで、村長の方から説明があったとおりではありますけども。少し細かい部分でご説明をしたいと思います。先ほど村長の方からお話しありましたが、国庫の負担分っていうのが、しっかり 3 分に 1 というような計算ではなくて、補助対象事業費のというようなこととなりますので。概ね 30% くらいかなあというふうに捉えておりました。総事業費が 33 億余となっておりますので、その 3 分の 1 とみても、11 億から 12 億程度というふうに見込んでおります。残りの 21 億、22 億につきましては、起債を活用するというところで、過疎債 30 年での償還となりますので。1 年に償還する金額で言いますと、これも概ねでございますが、9 千万前後。利子の関係で 1 億ぐらいというようなことになろうかと思っております。そして交付税のですねバックがでございます。70% のバックです。仮に、1 億の償還に対しては 70% が交付税として入る。実質の負担となれば 3 千万くらいかなというふう</p>
--	---	--

	<p>議長</p> <p>議長</p> <p>大上智議員</p> <p>議長</p> <p>三船教育長</p>	<p>に、ざっくりした計算ではありますが、捉えておりました。以上です。 よろしいですか。 (「はい、以上終わります」と大上智議員)</p> <p>それでは、大上智議員の次の質問を許します。 8番大上智議員。 2番目の質問は、村立学校の学校経営についてでございます。 令和9年度の義務教育学校開校に向けて、準備委員会の各専門部会において、校歌・校章・教育課程・教育年間計画等作成で、委員の皆様には日頃より大変なご苦勞をお掛けしていることに感謝申し上げます。開校に当たり、当初から掲げております義務教育学校のメリットを活かす学校経営を行っていただくに当たっての、小中学校の教育現場の現状について、以下伺います。</p> <p>①学校経営において、一丁目一番地と思われる教職員数の確保は、全国的に教職員の不足が懸念されておりますが、本村では教職員数の不足はないのかどうか。県の教職員定数に比しての現状と確保実態等について伺います。</p> <p>②県教委においても県北の学力向上を目的とする、手厚い教職員配置とうたっておりますが、去年4月に実施された全国学力テストの結果を踏まえた、教育委員会の学力向上の取り組みについて伺います。また、学力向上を狙いのひとつに入れているところの、普代小中学校一貫教育研究会の取組状況等についても併せて伺います。</p> <p>三船教育長。 それでは、8番大上智議員の9年度開校予定の義務教育学校のメリットを生かす学校経営にあたっての、私への2つのご質問についてお答えしたいと思います。</p> <p>1点目です、県教育委員会の示す教職員定数に比べて本村の教職数の不足はないか、現状と確保実態はどのようになっているのか、というご質問についてお答えいたします。</p> <p>まず、6年度の現状でございますが、小中学校とも県の示す教職員定数は確保しております。しかし年度途中、小学校で病気休暇・休職、そして育児休業、中学校においては、年度途中で病休により1名が退職いたしました。このような状況に再三の補充をお願いしましたが、なかなか人員がないということで、未充足のまま残りの教職員でカバーし合いながら学校経営を強いられてまいりました。</p> <p>なお、このような状況は本村だけでなく、新聞等でも報道されているように他市町村におきましても同様の状況を抱えている学校が多いのが現実でございます。</p> <p>次に、令和7年度の教職員の確保に向けてですが、県の人事担当者には、次の2点を要望しております。</p> <p>1点目が、子どもたちに「生きる力」を育むために必要な「各学校の創</p>
--	---	--

意工夫を生かした教育活動」が存分に展開できるよう、また、教職員の負担軽減の観点からも定数に上乗せした人員配置をしていただきたいこと。

2点目は、令和9年度義務教育学校開校を見越しての計画的な人員を配置いただきたいこと。特に、小中両方の教員免許を所有するとともに、9年間の子どもの学びや成長を見取り、適切に指導や支援を行うことができる指導力を持った教職員の配置をしていただきたいこと。

この2点については、全国的、全県的な教職員不足の状況からすると、厳しい条件ではありますが、教職員、何よりも子どもたちのために今後も継続して強く要望してまいります。

令和7年度の具体的な配置数等については、現在、県の人事担当と最終調整中であり、明確にお答えできる段階ではございませんが、退職、育休補充も含め、配置定数は何とか確保できる見込みであること申し上げまして、1点目の答弁とさせていただきます。

次に、2つ目のご質問である「全国学力・学習状況調査」の結果を踏まえた教育委員会の学力向上への取り組みと、普代村小中一貫教育研究会の取り組みについて申し上げます。普代村小中一貫教育研究会は、教育委員会が「学力向上に係る事業の一環」として主催しているものであり、まさしく、教育委員会における学力向上のための取り組みでございます。開催に当たっては、指導主事が運営に携わっており、取り組みに対する支援を常に行っているところです。

小中一貫教育研究会の学力向上に係る具体的な取り組み内容及び取り組み状況としては、小中合同での「全国学力・学習状況調査」及び「県学習定着度状況調査」の結果分析を行い、分析を踏まえた上で、育みたい資質・能力を明らかにし、小中共通の手立てを組んで日々の授業を行っております。

また、合同授業研究会を年4回実施し、児童生徒の発達や学習に対する理解を深め、指導力向上につなげることにも取り組んでおります。

たとえ、指導力に定評のある教職員が数名配置されたとしても、個人のみでは、本村すべての児童生徒の学力向上にはつながるものはありません。組織として学校全体で取り組むことが大事であること、そのとおりでございます。

小中学校の教職員には、小中一貫教育研究会を通して校種や学年、教科の壁を乗り越えて、児童生徒の学力向上という共通の目標に向かって、一丸となって取り組んでいただいております。

なお、先に述べました調査結果の分析から、本村児童生徒に必要な力として、「読んだり聞いたりして得た情報を整理し、自分の考えを筋道立てて説明する力」を育成しなければならないことが明らかになっております。そこで、授業の中に「対話的な深い学び」の場面を設ける等の手立てを組んで、授業を実施していただいております。

	<p>議長 大上智議員</p> <p>議長 三船教育長</p>	<p>ちなみに、本年度の中学3年生を対象とした「全国学力・学習状況調査」結果は、国語・数学において県平均を下回り、基礎・基本の確実な定着が求められる状況ではありますが、中学校2年生を対象とした「県学習定着状況調査」では英語で県平均を上回っており、今後の進展が望まれるところです。</p> <p>しかしながら、本村は調査対象の人数が少ないことから平均ばかりを追うのではなくて、児童生徒一人ひとりの学習状況を的確に把握し、個に応じた丁寧な指導を重視することについても確認しながら取り組んでおります。</p> <p>小中学校一貫教育研究会は、学力向上はもとより、義務教育学校9年間における継続的・統計的な在り方や義務教育学校での教育課程の編成や一貫教育の在り方等、6年度は計16回の会議を開催し、4回の授業研究会を実施し、取り組んでまいりました。今後も校種や学年、教科の壁を乗り越えて、本村児童生徒の心身の成長、望ましい人間関係の構築、学力保障という共通の目標に向かって、教職員一丸となって取り組みを進めることお話しさせていただきまして、私からの答弁とさせていただきます。</p> <p>8番大上議員。 ①について、再質問させていただきます。 まだ来年度のことなのであれなんですけども、もし教職員に不足が生じた場合は、県教委では加配定数を利用して学校経営を維持させるとの方針を打ち出しておるように感じましたが、子どもたちの教育において、行政間の絵に描いた餅ではすまされないことだと思いますが、もっとも加配制度については詳しくも分からないのですが、村の教育現場の困窮を脱するため、教員の加配定数制度を利用できないものか伺います。</p> <p>三船教育長。 お答えします。この加配というのは、基本的には県の教職員の試験に受からなかった方、講師として配置されると。ただご存じのとおり、全国的に教職員を希望する学生が非常に減っております。県でも、その加配を見つけることが大変だと。どこの学校でも加配を欲しいわけです。その中で、この特に私のような小さい学校に加配を付けるというのは非常に苦しい状況だということをご承知いただきたいと思いますが。7年度、多分小学校には何とかお願いして、加配も付けさせていただきました。ただ中学校については、まだ加配は付いておりません。3月中に何とかしてくれということをお願いはしておりますけども。誰がやってもいいわけではなくて、一応教員免許を取得した方が加配として入ってくるので。特に中学校の場合は、教科ですので非常に難しい部分があります。例えば、学校でこういった加配が欲しいと。英語に力を入れたいので英語の加配を欲しい、数学の加配を欲しいと言っても、なかなか。特に少ないのが社会とか、理科ですね。何とか7年度も主要5教科と音楽の</p>
--	---	---

		<p>教員は確保しましたが、前もお話したように、体育と音楽は義務教育学校をやっていく上で非常に団体で動くという部分で、指導力のある、講師じゃなくて本職をつけていただきたいということで、そこは何とかお願いして付けていただきました。ただ、その中学校についての加配がなかなか見つからない。県加配も国加配もなかなかいないという厳しい状況の中で、進めております。今回の7年度の人事については、先ほど申し上げたとおり、休職なり、中には退職とかいった中で全然補充が付かない中で、本当に先生たちが少数精鋭で、私はこんなことでは学力向上もあったもんでないというような話もさせていただきましたけども、そういったことができる体制を県としても当然作りたいんですけども、なかなかその講師さんも見つけれない、いないということと、もうひとつは退職した教職員に是非お願いしたいと言っても、もう疲れきっていて「現場には戻りたくない」というふうな意見が多くてですね、予定しているその退職者の加配もなかなか見つけれないというのが、久慈管内だけでなく、全県、全国的な傾向のようでございます。</p>
	<p>議 長 大上智議員</p>	<p>8 番大上議員。 次に、本村の学校の年間授業時数は標準時数を大きく上回っていると聞きますが、それはどのような状況でそうなっているのか、教員不足が起因しているのか伺います。</p>
	<p>議 長 三船教育長</p>	<p>三船教育長。 その授業日数が多いというのは、教員不足にはほとんど関係なくて、やはり一番今ネックなのかなと思うのは、例えば教育委員会で主催する事業に子どもたちを入れてしまうと、そこ授業日数にして数えてしまうと。代休は取るんですけども。授業日数が多いのは、そういったことが大きいかなというふうに思います。そのことについて、指導主事の方からもちょっと直さなきゃ駄目ですねということで、7年度からはそのへんも考えながら、授業日数オーバーしないように、学校経営をするような方法を考えていくということで、現在進めております。</p>
	<p>議 長 大上智議員</p>	<p>8 番大上議員。 この年間の授業時数っていうのと、日数というのはこれは同じ意味なんですか。伺います。</p>
	<p>議 長 三船教育長</p>	<p>三船教育長。 授業時数と捉えていただきたい。日数ではなくて。</p>
	<p>議 長 大上智議員</p>	<p>8 番大上議員。 分かりました。続いて、学校の授業において教師の間にメンタル障害における長期休暇取得者が生じた場合の、児童生徒への影響についての見解と現状の対処施策等について伺います。</p>
	<p>議 長 三船教育長</p>	<p>三船教育長。 お答えします。非常にそこは微妙なところでございまして、子どもたちにとって、担任がいなくなる、途中で担任が変わるというのは、やっ</p>

		<p>ぱりメンタルなところで非常に影響があると思います。本来、そういった場合に、先ほども申し上げたとおり、速やかに補充をとということでお願いしてるんですが、なかなか付けれないと。本来、校長先生というのは授業をできない立場でございます。管理職として。その校長さえもが授業をしなければならないというふうな状況を生んでおります。そのこと、県にも十分伝えまして、何とかしてくれと。いないというのではなくて、見つけて欲しいということで。まったくいないわけではないと思うんです。結局、無理くりお願いすれば、状況説明してやれば、7年度の人事もそうでしたけども、普代の状況をしっかり認識していただいて、何とかしますということで、6年度よりは少しは前に進んだかなと。ただ、いつどこで病むかというのは分からないので、そこはもう未知数ですけども、今まで未充足のまま6年度、年度途中から進めてきたわけですけども。7年度スタートは、定員は確保しましたし、小学校にも、確か多分加配が付くと思いますし、そういった体制でスタートできるのかなあというふうに思っております。</p> <p>議長 大上智議員 8番大上議員。 この教員不足の関連で伺いますけども、この現在施行されているGIGAスクール構想は、教職員の不足分を補う施策となり得るものとお考えですか。伺います。</p> <p>議長 三船教育長 三船教育長。 お答えします。GIGAスクールそのものが教職員の数とイコールかということそうでなくて、今いる先生たちがそのICTを使って、より良い授業を作っていくという意味では、先生が少なくなってGIGAスクールICTじゃなくて、今の体制でやっていくというのが基本的な考えです。そのGIGAスクールが入ったから、ICTが入ったから先生を減らす、定員を減らすという発想ではなくて、今いるその県の示す定員の中で、GIGAスクール、ICT教育を充実させていく。またこの、GIGAスクールでもICTでもそうですけども、個々の先生たちの力を高めていかなければ指導できないので、入ったからすぐできるわけじゃなくて、やっぱり先生たちが研修を重ねて、子どもたちにどうこれを有効に使っていくかというのであって、GIGAスクールが入ったから定員を減らす、教職員を減らすというそういう仕組みではないのです。あくまで子どもたちの学力を上げるためのひとつの手法として入っているものというふうにとらえていただければと思います。</p> <p>議長 大上智議員 8番大上議員。 分かりました。ある程度GIGAスクールが教職員不足にいくらかでも補ってもらえれば、少しでも教員の方の負担が軽減されるんじゃないかなあっていう意味の質問でしたけども、なんか質問自体の内容がちょっと勘違いした質問だったように思います。 続きまして、②について再質問させていただきます。</p>
--	--	---

	<p>議長 三船教育長</p>	<p>特に中学校において、免許外担任に頼らざるを得ない授業は、生徒の学力向上に対してどのような影響を及ぼしていると捉えてるか見解を伺います。</p> <p>三船教育長。 免外の話だと思います。例えば体育の先生がいないと。じゃあほかの先生がそれを補わなければならない。自分の専門の授業も行わなければならない。非常に個の負担は大きくなるわけです。子どもたちがじゃあそれくらい強い影響があるかったらそうでもなくて、一番大変なのは教職員だと思ってます。子どもたちは、そのほかの先生が来ても、私は本来は数学の先生でないんだけど、数学を教えるよというふうなことは言いませんけども、先生が変わるということで、子どもたちの心理的な不安というのは十分考えられますし、もっと負担なのは教職員だと思っています。その点を考えて、常に最低5教科の国語、数学、主要5教科の先生は配置せと。免外でやらせないような体制をつくれと、例えば社会がいないと。一番不足してるのが、技術とか家庭の教師。うちにもいません。結局免外でやっているという。うちだけでないですけども。全国的にこの技術、家庭の先生が不足していると。対応してくれと言っても、なかなかそういうところで受ける人がいないというのが現実なようでございます。そういったもので、子どもの負担というよりは、教職員の負担が非常に大きいのかなあと。一番困るのが、そういうことによって、病休になったりとかしていく傾向が6年度特にも強かったので、この言葉は悪いですけども、子どもたちの不登校より、先生が不登校になってしまうような状況があったので、そのことは常々思っておりまして、強く望みまして7年度の人事を進めてきたというふうに私なりに自負しております。</p>
	<p>議長 大上智議員</p>	<p>8番大上議員。 先生方のその御努力により学力向上に対しては、そんなにそんなに影響はないというふうに理解しました。この質問の最後に①、②に対する答弁の内容をお聞きして、いずれにしても学校という教育、学習の場を小中一貫校にはない大きなメリットを生かす義務教育学校の創出ということで進めていただき、当初からの義務教育学校の目的であるひとつの家族という形で、チームティーチングで、9年間の学びの継続、連続性の保証という、誰一人取り残さない教育の実践につなげていただきたいのですが、見解を伺います。それと、県教委等の対応に頼ってはいは、村の子ども教育にとって多大なる負の影響を及ぼしていると考えことから、村単事業でも教員確保策を練り、施行するべきだと思いますが、見解を伺います。</p>
	<p>議長 三船教育長</p>	<p>三船教育長。 9年間を通しての義務教育学校ということで、繰り返しになりますけども、1回には揃いませんけども、7年度の人事でも少なくとも今度普代に</p>

	<p>議 長 大上智議員</p> <p>議 長 大上智議員</p> <p>議 長</p>	<p>来る先生たちは、3年間勤務するという事になれば、義務教育学校初年度の教職員になりますので。できれば小中両方の免許をとということで、数名の小中両方免許を持っている方を配置いただきました。村でのその教職員を育成するというのは、できれば、教育大学に入って、先生になってくれれば一番いいわけですが、なかなかそういった子どもたちも生まれてこない中で、教育委員会としても是非、できれば奨学金等を使ってそっちを目指すような方向で頑張ってくれるような生徒が出てくればなあというふうには思ってますけども、村単独で教職員を雇うことはできませんので。あくまで、県の試験を通った方が入ってくると。講師なら別ですけども。そういったことも進めながら、今後義務教育学校開校に向けて取り組んでまいりたいというふうに思います。</p> <p>8番大上議員。 最後のあれですけども、先ほどその村単でもってというのは、あくまでも教育長がさっきしゃべったように、退職したっていうか、定年になった先生方。なかなかそれは見つからないよというような答えだったと思うんですけども。それでもやっぱり、教職員の人数が足りなくて、子どもさんの教育がやっぱり足りないというような場合は、やっぱり子供たちのためにも村で金を出してでも、その講師先生っていうか、そのあれを補充するような人を採ってもいいんでないかな、するべきでないかなという意味での質問だったんですけども。もちろん今、教育長がしゃべったように、新たな村で奨学金なりなんなりやって教員を育てるのも、なかなかその個人のあれもあるし、村で「お前教員になれ」っていうふうなのは、まず無理なあれだと思いますので。まずまあそのへん視野に置きながら、とにかく人数が少なかったときは村でもう、単独の事業でも先生を引っ張ってくるだっというくらいの意気で、教育をやっていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。以上で2番目の質問を終わります。</p> <p>大上智議員の次の質問を許します。 8番大上智議員。 3番目の質問は、普代浜園地キラウミについてでございます。 今年度施策により、大型インクルーシブ遊具等の設置が完了した「普代浜園地キラウミ」について、以下伺います。 ①残念ながら寒さ厳しい冬季の完了となりましたが、遊び場完成のお披露目式は、改めて行う予定はあるのか伺います。 ②計画的に公園整備を進めて、村内外の皆様の憩いの場となり、村の活性化に多いに活用できる場所と期待しておるところでございますが、今後において、例えば遊びの専門家等を招へいしての「子どもをまん中においた」イベントの創出とか、その他各種イベント開催による、園地活用策を考えるべきだと思いますが、見解を伺います。</p> <p>梶屋村長。</p>
--	--	---

休憩再開	<p>梶屋村長</p>	<p>お答えをさせていただきます。</p> <p>普代浜園地遊具のお披露目式につきましては、昨年の12月19日に、はまゆりこども園の園児36人に参加をいただいて、プレオープンイベントを行ったところでございます。また、その後にオープンにつきましてはの新聞報道もいただきましたし、チラシの全戸配布あるいは広報普代での周知などもしてきたところでございます。現在、改めてのお披露目式については、予定をしておらないというふうなところでございます。</p> <p>次に、今後の普代浜園地の活用策などについてでございますが、まずは、設置した遊具の今年の本格的な利用の状況など、検証をしてみたいというふうにご考えさせていただきます。その中で議員お話のとおり、村の活性化に資するためのイベントの開催はもとより、更なる整備などについても検討をいたしまして、東日本大震災からの復興のシンボルの1つであります北側、南側を含めたキラウミ公園全体の有益活用への計画的な取り組みについて検討をし、そして行ってもまいりたいというふうにご考えておりますことお答えを申し上げます。</p>
	<p>議長 大上智議員</p>	<p>8番大上議員。</p> <p>なかなか寒い時期での完成ってということで、今現在は、なかなか風が寒くて人があんまり、たまにはいて遊んでるの見るんですけども。なかなか大勢の子どもたちなり、親子なりがいて楽しんでるというようなあれはまだ見てませんので。とにかく遊具ばかりじゃなくて、広場的にもかなり広い面積を有してるものですから、作らせてもらったから行って遊んでくださいだけでなく、そのやっぱり、それぞれの専門の遊びのプロがいると思うんですよね。だから、年に何回かそういうふうな遊びのプロをお招きして、とにかくこう人を集めて、それをきっかけに日常でも人々が活用して、憩いの場となるようにしていただければ非常に作ったかいがあると思いますので、そのへん今後計画でお願いしたいと思います。</p>
	<p>議長</p>	<p>以上を持ちまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。</p> <p>ここで、昼食のため若干早いですが、昼食といたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。ではこれで、午前中の会議を終わらせて、1時より会議を再開いたします。(11:45)</p>
	<p>議長</p>	<p>休憩前に戻り、会議を再開いたします。(13:00)</p> <p>次に、4番齊藤正明議員の一般質問を許します。</p>
	<p>齊藤議員</p>	<p>4番齊藤正明議員。</p> <p>4番齊藤正明です。通告に基づきまして一般質問をいたします。</p> <p>まずもって最初に、2月26日に大船渡市における大規模林野火災に係る災害により被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。一刻も早い鎮火と皆様の安全を心よりお祈り申し上げます。それでは、はじめに1項目目をお願いいたします。</p>

	<p>議長 榎屋村長</p>	<p>次期総合発展計画策定に向けての取り組みについて。村の最上位計画に位置づけられている総合発展計画。村では令和3年を起点に令和7年度を目標年度とした「第5次普代村総合発展計画」を策定しております。しかしながら、少子高齢化の急速な進行、産業を取り巻く環境の変化など、本村を取り巻く環境はますます厳しさを増すことが予想されます。</p> <p>今後において先行き不透明な社会情勢の中で本村を取り巻く環境をしっかりと認識し、各種施策に取り組んで行く必要があると考えます。今後、この先5年を見据えた中で、これまでの総合発展計画とは異なる、より実行性の高い次期総合発展計画が重要であると考えます。</p> <p>以下の項目について、お伺いいたします。</p> <p>①第5次総合発展計画の検証とその成果をどう捉えているかお伺いします。</p> <p>②次期総合発展計画の策定はどのように行っていこうと考えているのか。また、村民意見の反映、村民ニーズの把握はどのような手法で行っていく考えなのかお伺いします。</p> <p>③総合戦略は、総合発展計画の中の人口減少や少子高齢化、地域活性化の分野において、総合発展計画の先を目指すべき将来像であり、それを実現するための政策ということを考えますが、総合発展計画と総合戦略の関連性について、考えをお伺いします。</p> <p>榎屋村長。</p> <p>齊藤正明議員の次期総合発展計画に向けての取り組みについての質問に、少し長めの答弁となりますこととお許しを願いながら、お答えをさせていただきます。</p> <p>はじめに、「第5次総合発展計画の検証とその成果をどう捉えているか」でございますが、現計画の検証作業につきましては、毎年度、村地域創生・人口減少対策本部会議での内部検証、村まち・ひと・しごと創生推進会議での外部検証作業を実施しておりますので、今年度時点における、ちょうど4年目になりますけども、4年目の検証作業結果に基づいて、お話しをさせていただきます。</p> <p>議員お話のとおり、少子高齢化の急速な進展に加え、感染症、エネルギー価格や諸物価の高騰、さらには気候変動による海洋環境の変化に伴う漁業への影響など、村民の皆さんの生業や暮らし、村内経済が厳しさを増している状況にあること、庁内の各委員そして外部の委員皆様ともどもに共有をしているところであります。</p> <p>そのような中でのここ4年間では、村民の皆様の生業や暮らしに直結する感染症やエネルギー・物価高騰など、社会動向の影響に伴う対策にまずは適時・適切に対応することが最優先とされてきたところでありまして、そのように取り組んできたところでもあります。また、子育て世代への支援の充実や子育て世代包括支援センター開設などの少子化対策、移住定住促進による人口の社会減抑制などの人口減少対策にも取り</p>
--	--------------------	---

組むとともに、未来を担う子どもたちの学びの環境を充実するための義務教育学校整備、水産業の元気を作るための新魚市場整備などの基本施策事項も着実に推進してきたところであります。

施政方針でも述べさせていただいたとおり、来年度は諸計画の達成に向けた最終年度となります。計画に掲げる目標指標の達成に向け、その総仕上げの取り組みを強力に推進をし、もって、次年度の人口減少対策本部や総合発展計画審議会による最終的な検証作業も実施をし、その課題などを踏まえての次期総合発展計画策定へとつなげてまいりたいと、そのように考えさせていただいております。

次に、「次期計画の策定方法及び村民ニーズの把握・反映の手法」でございますが、現在、第6次総合発展計画策定支援業務公募型プロポーザルにより、策定支援事業者の選定作業を行っております。その選定方法については、村の策定基本方針及び仕様書ということで、すでに関係業者に提示もしているところであります。

また、策定の流れといたしましては、村民の皆様や各産業団体様からご協力をいただきながらの、アンケートや意見交換会による意向調査を実施し、人口減少に伴う将来的な影響など改めて共有しながら、より多くの意見を吸い上げ、それぞれが抱える課題やニーズの把握に努めることとしてございます。特に村民の各世代、そして各産業界、産業分野におけるニーズの把握が非常に重要であると考えておりますので、アンケート調査、そして意見交換会におけるテーマあるいは内容など、より工夫をしながら取り組んでまいりたいとそのように考えてございます。

その後、収集した意見をもとに庁内組織の人口減少対策本部、総合発展計画策定委員会、まちづくり研究会で、計画素案を作成をいたしまして、その後外部組織の総合発展計画審議会に諮問をし、全4回を予定する会議の中でいろいろな提案・意見を求め、必要な修正なども行って、計画案の答申を得たいというふうなことで考えさせていただいております。

なお、策定過程においては、村政懇談会やパブリック・コメントでの計画案に対する村民の皆様の広い意見の聴取、あるいは適時の議会報告なども予定させていただきたいというふうに存じますので、今後とも議員各位や村民の皆様のご協力をお願いを申し上げます。

そして、3点目ですか。次に「総合発展計画と総合戦略の関連性」でございますが、現行の総合発展計画と総合戦略においては、個々の個別計画としながらも、その関連性を示しつつ整合性を図っているところでありましたが、これまでの議員各位からのご意見等も踏まえ、より村民の皆様にご政策や体系をわかりやすくお示しできるよう、総合戦略を包含した新たな総合発展計画の策定を目指すこととしたところでございます。

なお、国のマニュアルでも一体的な策定を可能というふうにしてござ

		<p>いまして、全国の地方自治体では、その方向が強まっております、現在は45%の団体がひとつのものとして策定をしているところでもあります。</p> <p>そして、総合戦略の国土強靱化地域計画も一体化させた、その計画の内容につきましては、「人口減少対策」や「防災・減災対策」などのことも踏まえ、「村民の暮らしの充実」をより強く念頭に入れながら、地方創成への取り組みを緩めることなく、10年、20年後も見据えつつ、持続可能な暮らしの充実の指針とも相成るようという事で、計画をつくりたいというふうに考えてございます。</p> <p>そして、終わりになりますが、本格的な策定作業、これからということになります、村民の皆様、様々な人口ビジョンのパターンを示し、より深い議論を重ね、各分野にもたらす影響などをしっかりと検討いただきながら、村の将来像実現に向けた各基本目標や基本施策を、より分かりやすくお示しできるように、取り組みたいというふうに考えてございますし、5年間の計画とはなりますけれども、人材育成、各組織・団体の在り方あるいはデジタル活用、地域資源の利活用などにつきましては、長期的視点にも立って、より具体的なものとなるように取り組みたいというふうに考えさせていただいておりますことを申し上げまして、答弁とさせていただきます。</p> <p>4番齊藤議員。</p> <p>再質問をさせていただきますが、まず①、②、③の中でも、やはり人口減少は間違いなく進んでいくと考えます。他の市町村においてもこれは重要な政策課題として捉えられていると思いますが、この人口減少対策、難題であります、今後この総合発展計画の中で、財政面あとは国、交付税交付金、国庫県費補助金そういった村民の税収問題等が気にかかるわけですが、そこらについての今後この計画にのせます財政運営の現状と課題としてはどのような政策を考えているのか、お伺いたします。</p> <p>榎屋村長。</p> <p>人口減少に伴うその財政運営への影響と、いうふうなことでございます。人口が減少してきますと、いろんな産業の力も何って言いますか弱まってくるというか、所得にもいろいろ影響して、相対的な税収の減にもつながることというふうに影響を認識をしておるところでございます。そういった中で、そういった影響を少なくできるようにいろいろな取り組みをしていかなければというふうに思っておりますので、そういったことも総合発展計画の中には当然織り込んでいける工夫をした中で、織り込んでいかなければというふうにも考えております。そして、その財政運営、いわゆる村の収入というふうなことになりますと、議員さんもお存じのように地方交付税である一定の財源が地方自治体で保障をされております。税が減ればその分、基準財政収入額が減るので、需</p>
	<p>議長 齊藤議員</p>	
	<p>議長 榎屋村長</p>	

	<p>議長 齊藤議員</p> <p>議長 梶屋村長</p> <p>議長 齊藤議員</p>	<p>要額に対する交付税額が増えてくるといったようなことで、相対的には村の財政全体の影響ということには、すぐすぐ大きくはないわけですが、それにしてもやっぱりその村の勢いあるいはその税分の、難しく言えば留保財源の部分の20%、25%の部分の減収といったようなこと等を踏まえれば、施策の方向性と今までできてきたものも少なめにもというふうに、縮めてもといったようなことにもなりかねないというふうにも思いますので、具体的な状況を国勢調査ごとに把握もしながら、先々の財政計画も今現在も立てていくわけですが、なお綿密な計画を立てながら、財政運営に取り組んでいければと、いくようにしなければというふうに考えてございます。</p> <p>4番齊藤議員。</p> <p>やはり、この一番重要なのは①の検証のところなわけですが、その第5次のこの検証があって、また今度第6次になるわけですが、それをどのように今後その生かしていくのか、その成果をどのように捉えてこれをまあ見直すとか、いろいろこれから審議等があるわけですが、そこらへんについて方法等お聞かせいただきたいと思います。</p> <p>梶屋村長。</p> <p>お答えをします。今、4年目なわけですが、施政方針でもお話ししましたけれども、5年間のうちの4年目時点での計画の進捗率は、計画した事業の数、4年目までの事業の数よりは141%というふうに多くなってきております。それは、その先ほども答弁をしましたがけれども、コロナ対策であれ、それから物価対策であれ、そういったものを着実に急ぎ取り組んだことによって、事業数は増えているというふうなことで141%になっております。それから事業費ベースでは、残念というか、私の責任なわけですが、義務教育学校の部分のもろもろの事業に少し遅れが出てしましまして、その事業費的にはその部分がちょっと、早まって計画を立てていたというか、1年計画が遅れてきてるといったような中で、事業費ベースでは94%といったようなことで、これについては間違いなく追いつけるというふうなことで考えております。そういったことも踏まえた中で、7年度に内部検証そして外部検証をした中での結果を公表した中で、それで今後の取り組みについて意見もいただいたり、あるいはアンケート等でも示しながら、それに基づいて、みんなで次につながるその部分の反省も踏まえた計画をつくるというふうなことで、考えさせていただいております。</p> <p>4番齊藤正明議員。</p> <p>この総合戦略のところなんですけども、特に水産業の拡充、確保についてお伺いしたいと思います。やはり担い手対策についても人口減少と相まって流出といいますか、減少が予想されますけども、これらの今の水産の確保するためにも、やはり魅力のある持続できる新たな担い手もいろいろ施策等はやっているわけですが、特にこの後継者につい</p>
--	--	--

	<p>議長 榎屋村長</p>	<p>て、承継できるような支援、取り組みが必要と考えますが、これはやはり次期総合発展計画の中でも計画の中に入れるかどうか、その考えをお聞かせいただきたいと思います。</p> <p>榎屋村長。</p> <p>お答えをさせていただきます。水産業は私から申すまでもなく、これまでもこれからも村の中心産業でいかなければならない産業というふうなことで認識しておりますし、皆さんからも共有をいただけるものというふうに思っております。その中で、議員さんからお話のあった、魅力ある産業として水産業を続けていかなければならない。魅力というのが何か、やっぱり所得が上がって、そしてそれでもって子育てをして、学校に入れたりそういうことができる産業であることが、魅力のある産業というふうなことになるとと思いますので、今必ずしもその状態に海洋環境の変化等もありまして、いってないわけでございますけども。その部分をそういった魅力ある産業に作り上げていくために、当然に皆さんと一緒に次期発展計画にも水産業を主産業とした村づくりの推進については、計画の中に盛り込んでいかなければならないものというふうに認識しております。</p>
	<p>議長 齊藤議員</p>	<p>4番齊藤議員。</p> <p>やはり今度のこの発展計画の中で、やはり人口減少に歯止めをかけることが大事なテーマになるんでないかなあとと思います。最終的にはその指標が、定住人口と交流人口の維持、増加の考え方となるかどうか。その戦略の策定っていうか、方針っていうか、そういったのは村としてはどのような考えでいるか、お伺いします。</p>
	<p>議長 榎屋村長</p>	<p>榎屋村長。</p> <p>お答えをさせていただきます。これはまだ、内部で共有してるわけでもないですけども、私の考えとすればよく歯止めをかけるというふうなことで話したり、言われたりしておりますけども。減少の歯止めはかかりません。20年、30年くらい。これが、もし減少していても、それこそ先ほどお話ししたような水産業であれ、あるいは村内の商工業であれ、あるいは村民のもろもろの活動、暮らし等も何とかその持続可能になっていくというふうな取り組みを合わせてやっていく中で、人口の極端な減少を少なくしていくと。減るんだけども、それを少なくしていく。そして、それが減っていったとしても、村自体の村民の皆様の暮らしも、生き生きと明るく元気にやっていけるような村づくりをと、いったようなことで、考えさせていただいております。当然それには、いろんなコミュニティーのこと、助け合いのこと、支え合いのこと、いろんなこと等々も盛り込まなければならぬというふうに思いますけれども。そういったことも当然重要な人口減少を背景とした、これに人口減少に対応していく取り組みといったことも、新しい計画の中では、より一層強く取り組んでいける内容にしなければというふうに思っております。</p>

	<p>議 長 齊藤議員</p>	<p>4 番齊藤議員。 この②のところなんです、村民意見の反映、村民ニーズの把握の手法といいますか、これについて何点かお伺いしたいと思います。この村民アンケート、これは前回というか、回収率はどのようになっているのか。あとワークショップですか。そういったのも、若い人のこのワークショップっていうか、それらも考えているかどうか。あと、中学生のこのアンケートというのは、計画しているかどうか。それから移住者の方でも前からずっと住んでる方、そういった方の意見について反映というか、そこらへんはどのようなお考えか。そして、これからの人口減少社会に向けても非常に大事だと思いますので、これらについて考えをお伺いします。</p>
	<p>議 長 榎屋村長</p>	<p>榎屋村長。 お話ししていただいたように、そのアンケートとかいろんな意見の交換会等は、開催をすることにしておりまして、その中で村民の皆様あるいは各年代ともお話ししましたし、各産業分野ともお話ししましたが、そういったことの意見を吸い上げていきたいというふうなことで、考えさせていただいております。それで、具体的なそのワークショップあるいは中学生とか、移住者とかといった部分については、今現在、その私持ち合わせがございませんので。まだ、決まっちゃいないと思うんですけども、担当の方から今現在の考え方を説明をさせていただきます。</p>
	<p>議 長 中村政策推進室長</p>	<p>中村政策推進室長。 最初にご質問あったアンケートの前回の回収率という部分でございますけども。前回配布数 1,365 件ということで、こちらの方は村内の方向け、それから過去 5 年間に転出された方向けのアンケートを実施させていただいたところでございます。その回収数が 625 件ということで、前回回収率 45.8%という状況になっております。あとはその意見交換会の仕組みというかやり方というか。まず今既存の、庁内に例えば委員会であれ、各会議構成でございますので、まずその機会をとらえてですね、そういったところにもこちらから出向きながら、意見交換会もさせていただきたいと思っておりますし、その先ほど、小中学校のお話もありましたので、そういったところも少し検討はしてまいりたいと考えております。以上です。</p>
	<p>議 長 齊藤議員</p>	<p>4 番齊藤議員。 ありがとうございます。もう 1 点ですね、近年異常気象による洪水や土砂災害等が多発しているわけですけども、想定外の自然災害。この対応を考えていると思うんですけども、やはり災害の規模が大きくなれば、その活動が重要になると思っておりますが、この発展計画の中でも明確に位置付けをするかどうか。そこらへん考えをお伺いします。</p>
	<p>議 長</p>	<p>榎屋村長。</p>

	<p>梶屋村長</p>	<p>お答えをいたします。今現在のその私の村政運営の方針といたしましても、いずれその安全、安心そして安全な暮らし等々は確保するんだと。その上において、それと並行的に産業振興なり、いろんな取り組みをしていくのだというふうなことで考えさせていただいておりますし、そのとおりに打ち出させてもいただいております。私から、どういうふうな取り組みを全体的に考えるというふうなことを、支援業者から恐らく聞かれるというふうに思いますので、当然その安全安心のこと、人づくりのこと、あるいは産業経済のこと等々、もろもろのことでこれまで取り組んできている部分、これまでの方針等については継続をできる部分は、継続というか強化するようなことの中で、私からも発言をしたいというふうに思っておりますし、議員さんお話のように安全、安心のこと当然に重要なこととございますので、そういったことの取り組みを入れるようにもしっかりと取り組んでまいりたいというふうに思います。</p>
	<p>議長 齊藤議員</p>	<p>4番齊藤議員。 それでは、最後になりますが、次期総合発展計画この5年間、令和8年から12年、本村が最も取り組まなければならない課題と成果が求められているものは何か、お伺いします。</p>
	<p>議長 梶屋村長</p>	<p>梶屋村長。 お答えをさせていただきます。村民の皆様のご意見等によってこれが方向付けがされていくわけでございますけども。いずれ先ほどもお話ししているように、持続するためのことが大事ということになりますし、それから村民の生命、財産でありそういったことを守るということも大切でございます。いずれ安全、安心。そして、人口減少の対応、そして、その中で人口が減っていくんだけど、何とかみんなで支え合って生き生きと暮らして、次の世代の人材をしっかり育て、あるいは先人たちから受け継いだもろもろの資産等々もしっかりと次の世代に引き渡していけるような取り組みについて、大変重要というふうに思っておりますので、そういったことも入れればというふうに思っております。</p>
	<p>議長 齊藤議員 議長 齊藤議員</p>	<p>4番齊藤議員。 1項目目を終わります。 4番齊藤正明議員の次の質問を許します。 4番齊藤正明議員。 4番齊藤です。</p>
		<p>次に、2項目目をお願いします。 高齢者の安全運転を支える支援について。本村においては、各家庭に一人一台のレベルで車を保有するほど、車が日々の生活に欠かせないものとなっています。そんな中で、高齢者ができるだけ長く安心して運転できる環境を整えることの支援が必要だと考えます。 現在、高齢者の安全運転のために義務づけられているのは、70歳以上の運転者は免許証の更新を受けるとき、高齢者講習を受けなければ、免</p>

	<p>許証の更新ができません。また、75歳以上の免許保持者は免許更新時に加え、違反時に認知機能検査を受けることが義務付けていますが、今や高齢運転者の安全対策及び安全運転を支える支援の取り組みは待ったなしの課題であります。今、大事なことは高齢者が安心して運転できるための支援や免許証の返納がされた後も地域で安心して生活できる環境づくりが望まれます。</p> <p>そこで、自動車の安全運転支援装置設置費用などへの補助制度についてであります。高齢ドライバーの運転誤操作による事故防止対策として、安全運転支援装置設置費用に対する補助制度は非常に有効であると考えます。また、このような装置ですが、高齢者にとっては高額なので大きな負担になります。</p> <p>こうしたことから、元気な高齢者がこれからも安全に運転を続けていただくためにも本村でも、交通事故防止や事故発生時の被害軽減を目的として、安全運転支援装置設置促進事業や設置補助金などの費用の一部を補助する事業の取り組みが必要と考えますが、村長の見解をお伺いいたします。</p> <p> 議 長 証屋村長</p> <p> 証屋村長。</p> <p> 高齢者の安全運転を支える支援についてのご質問にお答えをいたします。</p> <p> 国の方では、高齢運転者による交通死亡事故の発生状況等を踏まえ、高齢運転者の安全運転を支援する、自動ブレーキ及びペダル踏み間違い時加速抑制装置の搭載をされた自動車、いわゆる「安全運転サポート車」と定義される車の普及を図ってきております。</p> <p> 議員からご質問の自動車の安全運転支援装置とは、この装置のことを指しているものと理解をさせていただき、お話をさせていただきますが、自動ブレーキの搭載については、令和3年11月以降にフルモデルチェンジした新型車にはすでに義務化されており、継続して生産される自動車、継続生産車でございますが、についても、今年の12月から義務化されることが決まっております。</p> <p> また、ペダル踏み間違い時加速抑制装置についても、国土交通大臣が令和7年6月に予定される国連基準の発行に合わせた、国内基準を整備し、義務化に向けて準備を進めるというふうに発言をしておりますので、早晚、義務化されるものと認識をしております。</p> <p> 高齢化が進む本村において、高齢運転者による交通事故が課題であることは、議員と見解を同じくするところではございますが、令和元年の生産台数に占める安全運転サポート機能の整備率を見ますと、自動ブレーキが93.4%、ペダル踏み間違い時加速抑制装置が83.8%と官民一体の取り組みによりまして、その整備率も年々高まっているところでございます。</p> <p> 車の買い替えが進み、自動ブレーキ及びペダル踏み間違い時加速抑制</p>
--	--

	<p>議長 齊藤議員</p>	<p>装置を標準装備した「安全運転サポート車」が広く国民に普及してきている現状も踏まえ、ご助言のありました村での新たな補助制度による効果は、限定的なものというふうに考えるところでございます。</p> <p>よって、村といたしましては自動車の運転にしっかりと対応できる、健康な高齢村民の皆さまが、車の性能を過信し過ぎずに、常に安全運転を心がけていただくよう引き続き啓発活動に地域、学校、警察等と協力して取り組んでまいることとし、高齢者の運転者による交通事故の防止に取り組んでまいりたいというふうに考えさせていただいておりますことを申し上げます、答弁とさせていただきます。</p> <p>4 番齊藤議員。</p> <p>ありがとうございます。やはり、この高齢者の中でも免許を自主返納する人もいます。なかなか人数的に調べてみたところ、普代村は11人くらいですかね、10人から11人という状況ですので。やはりこの車については、生活できないという高齢者の意見はあります。そして、やはり免許を返納した後でも、それなりの支援といいますか、それがあってもなかなかというのが多い意見があるようです。そして、調べてみますとですね、やはり本村でも免許保有者数が一番多いのは70から74歳218人。これは今年の12月末現在ですけども。あと、75歳から79歳については130人。というふうにやはり、70から74、75から79歳のこの高齢者の方々の免許の保有者数が多くなっていて、この返納者もなかなか65歳以上ということで11人ですか、うち75歳以上が10人という数字になっているようなんですけども。やはり、健康で元気な高齢者、能力のある方は運転してもらってもいいと思います。そのためにも、この安全運転支援装置設置費用に対する支援も大事なあとと思いますが。この県内でそういった取り組みをしているところがあったら教えていただきたいなあとというふうに思いますが、どうでしょうか。</p>
	<p>議長 桎屋村長</p>	<p>桎屋村長。</p> <p>はい、お答えをします。私のところで調査をさせた中では、平泉町1団体のみというふうなことでございます。全国的にはもうちょっと、あるのかなあというふうには思いますけども。いずれ、買い替えが進んだりしていくと、ほとんどその装備されたものが出てくるというふうなことでございますので。できるだけ、何て言いますか、事故につながることをない健康を維持しながら、しっかりと注意をして運転をすることで事故防止をしていっていただくという、そういう取り組みをしてまいりたいというふうに思っております。なお、免許返納者へのもろもろのことについては、支援のことについては、制度的にいろいろあるわけですが、従前の質問等でもお答えしてるように、その運転免許証を返納する方も免許証がなくて同じ高齢者になっている人も、同じようなことでその暮らしのことは支えていかなければならないといった中で考えておりまして、今現在その特別な支援というふうなことは用意をして</p>

	<p>議長 齊藤議員</p> <p>議長</p> <p>中上議員</p>	<p>いないというふうなことでございます。</p> <p>4番齊藤議員。</p> <p>今大事なことはその高齢者が安心して運転できるための支援を少しでも地域で安心して、環境が大事かなあとと思います。そして高齢者の生活を守るためにも、できる限り、自分のことは自分で、そして車を運転しながら、社会参加も積極的にしていただきたいということで、皆さん前向きな考え方の方がたくさんいるようですので、ひとつそういった環境づくりにも、安全運転のためにも支援をお願いしたいと思います。質問を終わります。</p> <p>以上で、4番齊藤正明議員の一般質問を終わります。</p> <p>次に、5番中上一登議員の一般質問を許します。</p> <p>5番中上一登議員。</p> <p>5番中上一登です。質問に入ります前に、大船渡の山林火災の一刻も早い鎮火をお祈り申し上げます。</p> <p>それでは高齢者のケアについて、村長に質問させていただきます。</p> <p>普代村高齢者福祉計画は、国の介護保険事業と関連した計画となります。介護保険事業の地域包括ケアシステムの中における介護予防・日常生活支援総合事業は、2015年4月の介護保険法の改正で導入されました。</p> <p>普代村高齢者福祉計画の主なものが、高齢者の「介護予防・日常生活支援」に関するものです。高齢者人口の増加に伴い、要介護認定を受ける人も増えつつある一方、介護関係職員の不足、介護保険給付額の増大など、既存の介護保険制度・サービスでは高齢者を支え切れないというのが国の考えです。</p> <p>このような背景から、公的なサービスだけでなく「地域」の力を活用しながら高齢者を支えていく「地域包括ケアシステム」が構築されております。これは久慈広域連合が市町村に委託し、村の地域包括支援センターが中心となる地域活動となっております。</p> <p>よって、普代村高齢者福祉計画はその中の重要な位置付けとなっております。以上のことを踏まえまして、2点質問させていただきます。</p> <p>1点目に、地域包括ケアシステムにより「医療と介護の連携」が進むとされております。施設や病院ではなく自分の家で暮らしたいと願う高齢者の意思を尊重しながら十分な支援を行なっていくための仕組みです。在宅で介護サービスだけでなく医療サービスも必要とされている方に切れ目なくサービスが提供できるようになるとなっておりますが、現状として可能となっているのか。普代村の地域包括ケアシステムの現状と併せてお伺いします。</p> <p>2つ目に、近年認知症患者が増えている現状があります。第2期普代村高齢者福祉計画のアンケートでは、認知症の相談窓口を「知らない」と答えた方が6割となっております。第3期普代村高齢者福祉計画の中では、計画期間である令和6年から令和8年までの認知症サポーターの養</p>
--	--	---

	<p>議長 梶屋村長</p>	<p>成数を各年 30 人養成との目標値を掲げております。認知症の人やその家族を支援するというのが認知症サポーターですが、昨年目標達成状況と普代村での活動状況をお伺いいたします。以上です。</p> <p>梶屋村長。</p> <p>中上一登議員の高齢者のケアについてのご質問にお答えをいたします。</p> <p>国が推進をいたします地域包括ケアシステム、議員お話しでもありますように、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービスの提供体制を構築するというものとなっております。</p> <p>本村の地域包括ケアシステムの現状でございますが、まず在宅医療・介護連携の推進につきましては、保健部門、福祉部門、医療等関係機関の連携、多職種協働を現在もできる限りというふうなことで進めている状況というふうなことにございます。今後もより安定的、持続的なサービス提供が維持されるよう、高齢者支援連携会議などでの情報共有等に更にも務めてまいりたいというふう存じます。</p> <p>また、認知症の方やその家族の視点を重視した取り組みの推進についてでございますが、自立した日常生活を送れる支援のほか、教育、地域づくり、雇用、その他の関係施策を総合的にも推進しなければならない状況でございますので、早期の診断・早期対応、そして就労や社会参加の促進、啓発活動の推進、地域の見守り活動の体制整備といったことに一層にも努めるよう、管内の実情なども参考にした工夫ある取り組みを進めてまいりたいというふう存じます。</p> <p>次に、「生活支援」につきましては、高齢者自身が自治会や老人クラブ、シルバー人材センターなどで社会的な役割を果たしつつ、生きがいをづくり、介護予防につなげているところであり、今後もその後押しを強めたいというふうに思っておりますし、配食サービスやタクシー助成、社会福祉協議会での移送サービス、そして生活支援コーディネーターなどの活用による支援の充実も着実に進んでいるというふうに考えております。現状の維持推進に心がけてまいります。</p> <p>「一般介護予防」といたしましては、高齢者保健事業と一体的な実施に努めているところであり、引き続き、保健師、管理栄養士、歯科衛生士など医療専門職の関与をいただきながら、健康づくり、各地区に広がり続けているサロン活動にもよる社会参加などの介護予防を進めてまいりたいというふうに考えております。</p> <p>また、「介護」といたしましては、普代福祉会を中心とした介護サービス事業所による在宅系サービス、施設・居住系サービスの提供など、日常の介護で行うこと。また「医療」では、国民健康保険医科・歯科診療所が、かかりつけ医となりまして、日常行う診療のほかに、地域住民の</p>
--	--------------------	---

健康相談などで高齢者の健康を支えていただいておりますし、これらが相互に連携もしまして、住宅での生活に対し必要に応じたサービスの提供、支援を行っているという状況になってございます。

さて、そういった中での、「在宅医療サービス」の現状についてでございますが、村の医療機関、ご案内のとおり、医科診療所と歯科診療所のみとなっており、100%、24時間対応はできておりませんが、通院が困難な方に定期的な在宅医療である「訪問診療」や「訪問歯科衛生指導」などを行っております。

現場からも、現在相談により対応している例もあるとのこと。そして、今後も相談があれば対応してまいるといってお聞きしているところでございます。

また、訪問看護サービスにつきましては、野田村の訪問看護ステーションなどを利用されている実績でございますし、診療所で相談を受けての対応、あるいは指示所による処置といったようなことも行っているところでございます。

現状といたしまして、切れ目なくというふうなことにはならない状況にはございますが、可能な限りの対応を続けてまいりますので、ご理解のほどお願いを申し上げます。

なお、高齢者の個別課題の解決も図っていくために地域ケア会議の推進、その充実にも努めてまいりたいと考えてございますし、高齢者の居住安定にかかる住まいの確保、あるいは近年の感染症への備えなどにも、包括支援センターを中心に鋭意の取り組みに心がけてまいりますので、引き続きのご指導等よろしくお願ひもさせていただきます。

次に、認知症サポーターの養成数でございますが、議員さんお話のように、3期計画では令和6年から8年までの各年度に、30人ずつの養成を行うこととしてございます。令和6年度の実績は、26名ということで、計画を下回ってしまいました。ちなみに、令和4年度が33名、それから5年度が63名となっております。

この数字は、地域包括センターが村の直営になってからの養成数ということになりますけれども、制度としては2005年、平成17年から始まっておりまして、地域包括支援センターを普代福祉会に委託していた頃からの普代村の認知症サポーター数は、昨年12月末時点でトータルで707人というふうになっております。

認知症サポーターは、認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職域で認知症の人や家族に対して、できる範囲で手助けをする人のことで、90分ほどの養成講座を受講することで誰にも、なっただけということでございますし、自分の日常生活の中で認知症への理解と支援の心を持ち、接することがサポーターとして重要というふうなことでも考えさせていただきます。

お話のように、高齢化が進むに伴いまして、認知症の人が増える状況

	<p>議長 中上議員</p>	<p>が見込まれる中、これまでのように介護施設や家族だけで、認知症の人を支えることは困難であり、多くの方が認知症を知り、普段の暮らしの中で、認知症の人を見守り、できる範囲で支え合っていくために、そのすそ野をこれからも広げてまいらなければというふうに考えておりますし、どの市町村でも、このすそ野の拡大といったものが必須というふうに取り組んでいるところでもあるというふうに認識をしております。</p> <p>近年は、養成講座を小中学生にも受けていただいておりますので、先々には、認知症についてのよき理解者となっていただき、できる範囲での見守り的なことを行っていただくよう、今後お願いもしていかなければというふうに考えさせていただきます。</p> <p>また、これまでに認知症サポーター養成講座を受講された方々による、認知症カフェや地区サロンが開催されてございます。参加者も増えてきているというふうに聞いておるところでございますので、これからの活動への支援あるいは補助なども、引き続き継続をさせていただくよう取り組むことというふうに考えさせていただきますことを申し上げます。</p> <p>5 番中上議員。</p> <p>いろいろと細かい点までご答弁いただきまして、ありがとうございます。この高齢者のケアについては、いろいろと村で、いろんな施策でやっているということは、もう重々承知しているわけですが、どうも現場と国が目指す方向というのが、違う方向にいつてるような感じがしまして。例えば国で目指す方向というのは、特養は増やさずに在宅で、あるいは介護は地域のボランティア等という方向に向いているような感じがしております。特に高齢化率が高くなっている普代村、高齢者夫婦のみとか、高齢者単身世帯など多いこの地域にとっては、逆に包括ケアシステムを充実させていかなければならないんだらうなというふうに思っております。この国の方向性ということでですね、介護度 1 以前の要支援者は、市町村の総合事業に移行する前は、訪問サービスや通所サービスなどは全国一律で介護予防給付を受けておりましたけども、今は保険給付の対象外となって、要支援者は市町村のこの事業で、ボランティアの包括支援センターとかがほとんどやってるんですけども、地域のボランティア等が面倒見てくださいよというような、包括ケアシステムの姿ということで、厚労省はうたっておりますけども、果たして本当にそのとおりにいくんだらうかというふうに感じておりました。現在、広域連合の第 9 期改正に向けた久慈広域連合のアンケートで介護度を確定する二次判定の結果というの、アンケートがございまして。その中で要支援 1、2 は 26%、要介護 1、2 が 41%。この 2 つ、要支援 1、2 と要介護 1、2 合わせると介護判定された 7 割以上が施設に入居できない。7 割近くが何らかの支援が必要な、地域での支援が必要な高齢者ということになります。これ人数で言いますと、336 人中 220 人が介護度 3 以上じゃないと</p>
--	--------------------	--

	<p>議 長 梶屋村長</p>	<p>入所できませんので、特養は。それがほとんど7割の方が地域でケアしていかなければならない状況になっているというのが、非常に大変なことだなあというふうに感じている次第です。</p> <p>以上のことからですね、先ほど何とか高齢者のケアを村では進めているということでありましたけれども、この24時間対応が可能な看護であったりヘルパー体制もますます求められてくると思うんですね。令和6年から8年までの第9期の見直しがあったときに、見直し前に要介護1、2も介護保険給付から外すという議論が国の方ではしております。ただ、この3年後の令和9年の改正まで見送りをするということで、再議論されることはもう間違いない。もしかすると外される可能性が高いというふうに思っている方も結構多い中で、そういった中で、ますます充実させていかなければならない。そこへ民間ボランティアや活力をどのようにケアシステムの中へ誘導していけばいいのかということをごですね、どのように考えているのか、そこらへんお伺いしたいと思います。</p> <p>梶屋村長。</p> <p>お答えをさせていただきます。いずれ、議員さんお話のように国の方向と地方の現場の実情、大分地域によっても違いがあるんでしょうけども、大分表現は失礼ですけども、乖離してきている。国の目指す方向にはなかなか難しい状況にあるといったようなことでございます。ただ一方で、国が目指す方向に従って取り組まなければ、いろんな制度とかお金とかといったようなことの、いろんな課題もあります。したがって、議員さんからもお話があったように、私どももできるだけ対応できるようにしていくというふうなことで頑張ってはおりますけれども、時間も掛かりますし非常に難しい課題、それから費用等のこともあるというのが現実というふうに思っております。いずれ、私の立場では、いずれやれと、とにかくその国の方向に向かって乖離はあるけども、そこで進めなければということで、現場に話さなければ、お願いをしなければならぬんだということで。そして、現場からその課題について聞いて可能な対応をしていくというふうなことで、今取り組んでいるのが現実です。これからもそういった現場でやれないことを少しずつでも私のところで解消をする。あるいは、結局は民間にいつてしまうわけですので、民間の方々にそれをやってもらうための手法、あるいはそのいろんなグループ的な取り組みとか、そういったものを構築をしたり、その促進を図っていくというふうなことで、取り組んでいかなければというふうに思っております。具体的な話はできませんけれども、いずれそういうふうに考えております。</p>
	<p>議 長 中上議員</p>	<p>5番中上議員。</p> <p>村長が言わんとすること、あるいは立場等重々承知の上お聞きしておりますけれども。本当に大変なことだなというふうに思うんですね。この今のあれに関してですね、担当課長にちょっと伺いたいんですけど</p>

	<p>議長 松葉地域包括支援センター所長</p>	<p>も。例えば、この在宅看取りとしてケアマネージャーとかを中心に医師や訪問看護、あるいはヘルパーなどが連携してこの最期を迎えるというような体制が取れると思われるのかどうかですね、現場を少しでも知っている反面。県立病院の医師不足もあります。そういった中でどれだけその体制を整えられるか。診療所の先生も 365 日 24 時間いるわけではない中で、非常に大変な対応をしなければならないんだらうなということが思われるんですけども。少しでも現場を知る担当の方からすれば、そういったふうに感じているのか。感想をお聞きしたいと思います。</p> <p>松葉地域包括支援センター所長。</p> <p>在宅で看取ることができるかってことかと思えますけれども。議員さん想像しておられるのは、自宅でお医者さんが行って、そこで死亡したかどうかというのを看取る感じのイメージでしょうか。はい。そうしますと、診療所の先生がいるときは、そういうことは可能になるかとは思いますが、24 時間先生はいらっしゃらないので、その場合、今現在救急車を呼んで久慈病院で死亡診断をしてもらうというような形になっておりますので、その在宅での看取りっていうのは、夜間はできない状況となっているのが現状となっております。</p>
	<p>議長 中上議員</p>	<p>5 番中上議員。</p> <p>ありがとうございます。実際のところはそんなところだろうなというふうに思いますし、その今救急車の話が出たんであれですけども。救急車も県立病院の脳外科の先生ですか、もう今いません。脳外科って結構救急車が多いんで、いない中で、先生がいなければ、八戸に行くか、ドクターヘリで盛岡に行くかしかないわけですけども。それが、例えば普代に 1 台救急車が出払ってたときにあったとすれば、野田とか久慈とか田野畑から呼ぶ。すると、それだけまた時間が掛かる。そこからまたドクターヘリになるのか、八戸まで走るのか。そうすると、ほとんど命の危険にさらされる状況になってしまうんですね。これは高齢者に限らずそういったことなんですけども。今、課長のお話を聞いて、ちょっとそういうことも思った次第でございますけれども。いずれにしても、在宅で看取るといことは非常に大変なことだなというふうに思うんですね。</p> <p>もうひとつ、ちょっとお伺いしたいんですけども、地域包括システムが導入される時ですね、一番心配されたのが地域間格差。サービスに格差が出るんじゃないかということが心配されたという経緯がございました。この認知症サポーターについて、チームオレンジという組織を立ち上げるということは、回答していただけなかったんですけども。厚労省の認知症施策推進基本法の中で、これは昨年 12 月のものですけども、その文言の中に「認知症サポーターの養成を推進するとともに、チームオレンジなど地域の実情に応じて、実際に認知症の人やその家族の手助けとなる活動につながる、環境の整備を推進する」というふうにあります。</p>

	<p>議 長 松葉地域包 括支援セン ター所長</p> <p>議 長 松葉住民福 祉課長</p>	<p>す。認知症に関しては、久慈広域連合で9期の作成をするときにアンケートを取ったものがありまして、今後の在宅生活の継続に向けて、主な介護者が不安を感じる介護ということで、18項目の中に「認知症状への対応に不安を感じる」ということがダントツ31.9%となっております。これは、かなりの人数になるわけですが、やはり認知症に対する不安が非常に高いとは言えると思います。これを厚労省の包括ケアのイメージでは、ボランティアとか民生委員、自治会や老人クラブとの連携を想定しております。この無償のボランティアがどこまでこの成果のある活動ができるのか、善意で手を貸そうという人も必ずいるとは思いますが、果たして組織立った連携として成り立つのかどうかですね。担当課としては、そこらへんそういったボランティア活動という意味で、どのように考えているのでしょうか。可能だと考えているのでしょうか。どう感じているのか伺いできればと思います。</p> <p>松葉地域包括支援センター所長。</p> <p>チームオレンジに関してのご質問でございますけれども。この認知症サポーター養成講座に加えまして、ステップアップ講座を受講した人を中心となって、その方々がボランティアで活動していくことがチームオレンジの活動のようでございますけれども。今現在、普代では主体的にボランティアでご協力いただける方は、まだいらっしゃらない状況でございます。今後、さらにも育成して、協力できる方を養成できればいいなあと思っております。可能性は、今段階では厳しいと思っておりますが、養成をしっかりとしていければ可能ではないかなと思っております。</p> <p>松葉住民福祉課長。</p> <p>包括の方はセンター長の方ですが、介護保険の方、私の方で担当してましたので、ちょっと先ほどの補足的な部分も含めて、お話しさせていただければと思います。</p> <p>議員さんお話のとおり、最初、要介護というのがあって、その次要支援というのが出てきて、更に今、3段階目の日常生活支援総合支援事業というのが出てきてる形になってます。その時点で、議員さんがお話になりましたが、一応、総合支援事業も保険給付対象ではございますので。満額自分でお支払いするというものではございません。その中の事業の中に、ボランティアの方がサロンを開いて、そこでやったサロンで、何でしょうデイサービスのものをやった場合にも、保険給付の方でお支払いしますよというものが出たときがあったときに、総合支援事業の中にそういったものがあつたので、ちょっとそこが今のあれと、お話しとずれがあつたのかなあとということで。総合支援事業自体は、介護保険事業所自体もやることになってますので、実際保険給付にもなりますし、そのボランティアさんがサロンをやったものにも出しますということで。どうしてもボランティアさんを正直な話し、国の方では在宅等を進</p>
--	--	---

		<p>めたいところもありますので、そこどうしても介護支援事業所も増えるかというとなかなか増えないので、そういったサロンをすることをボランティアさんでやっていけないのか、というところを進めているという部分がございます。ですので、一部まだその保険適用で保険に請求するまでのサロンまでには育っていないのが、地区でのサロンをやっているのはやっってるんですけども、そこまでのボランティアでの保険適用までの、サロンまで発展はしていないというのが現状かなと思っております。</p> <p>それと、先ほど県立病院のお医者さんの関係のお話がありました。先日2月の19日にアンバーホールの方で、遠野先生のちょっとした講演がございまして、そのときのお話を今ここでお伝えしますと、まず、救急車に乗った時点で、救急車の救命士さんの判断も重要だということをお話しになってました。その時点で本当に命の危険性がある場合はやはり、久慈病院に一旦寄って、まず命の延命をします。それがそこまでじゃないよという場合であると、逆に八戸に搬送または八戸の市民病院の方にドクターヘリ、ドクターカーでございますので場合によっては、先日の話ですと、野田村の方にドクターヘリが八戸の市民病院から来たという話もありますし、洋野町にも八戸の方からドクターカーが来たという例もあったようです。八戸に行くというのは、逆に言うと脳卒中等で、脳血管に詰まった場合の取り除くのが早ければ早い方がいいということで、逆に行った方が早いという場合には、行ってその医師を5人くらい集めての特殊な高度な手術があるそうですが、それによって治療を行うと。令和5年のその時のお話ですと、脳神経系の死亡者というのは、実は減ったという話をお聞きしております。以上でございます。</p> <p>5番中上議員。</p> <p>ありがとうございます。いろいろと救急車の件も聞きました。こないだの広域連合議会でもそういった救急車の話が出まして、その話で参考に話をさせていただきました。その保険給付に関しては、ちょっと私も認識不足のところもあったのか、いろいろと複雑な部分があるので、ありがとうございます。</p> <p>それで、広域連合議会でこないだ一般質問したときに、チームオレンジの活動がどこどこあるのかと聞いたときに、「普代以外は全部ありません」というように答えていただきました。そういった点でも、細かいところを突っつけば、地域間格差はすでにこちらへんで出てるわけで。このチームオレンジという組織、チームオレンジじゃなくてもいいと思うんですけども、こういった組織を立ち上げてやっているという実態もあるんでしょうか。名前がチームオレンジじゃなくても。何かしらの形で、組織立ってやっているという形があるんでしょうか。そこらへんお伺いします。</p> <p>議 長 松葉住民福祉課長。</p> <p>議 長 松葉住民福 私の方から、今のご質問にお答えさせていただきます。認知症サポー</p>
--	--	--

	<p>社課長</p>	<p>ター自身が 90 分くらいのビデオ等聞いての講習となっております。逆に言うと、ボランティアということ言ってるんですけども、実際、じゃあ何かをやって欲しいというものでも実はなく、認知症への理解、また、偏見を持たないでいただきたいということを広げたいというのが、まず第一の認知症サポーター制度となっております。そこから更に上がったのが、先ほどうちのセンター長がお話ししたステップアップ講座というのを受けてもらいまして、これが 90 分ではなくて、ちょっと時間が増えまして、ちょっと時間はい、90 分どこじゃなく増えるんですけども。それを受けて初めてチームオレンジを形成するメンバーというかの一員になれるというような感じになってます。村の中で、じゃあサポーターが何か団体として活動しているかという話になりますと、受講された方がそのサロンとか、社協のコーディネーターさんもサポーターになってますので、その方たちが認知症カフェなんかもやっていただいているというのにはありますが、実際じゃあ本当にサポーターが進んで何かというのにまでは実際発展してないと思います。その以前の福祉会の方でやっていた際も、どちらかという小中学校生に対する認知症への知識等の理解を深めてもらうというところが、主にいってまして。どうしてもちょっと組織を作るといふのになるとやっぱり、改めてどなたが、先ほど村長も回答しました 707 人のうち、そのどういったステップアップ講座に受講いただいた上での、チームオレンジの形成なのかなあ。計画にもありますとおり、令和 8 年に向けての今後ステップアップ講座等を開催しての取り組みになるかと思えます。実際に今の時点では、どれかと言われると、実際の活動はないかと思えます。</p>
	<p>議長 中上議員</p>	<p>5 番中上議員。 その認知症サポーターになるのに 90 分くらいの確か講座を受けるということが条件のようですけども。それをチームとしてやるかどうかというのはまた、別な問題なんだろうなというふうに思います。先ほど村長さんの方から言われた、認知症サポータートータルで、707 人というのは非常に私自身も数字を聞いてびっくりしたわけですけども。こういった知識を持つ方が多くなるのは非常に有意義なことであると思うんですけども。あとは、その知識をどうやってこの実際に、組織としてでもなんでもいいですけども、発揮できるのかなと。それを聞くとほとんど職員の方が中心になってやっていると。民間の方たちもですね、いろんな面で力になりたいと思ってる人はいると思うんですよ。だから、そういったのも活用しながら、やはりいざとなれば、民間の人の力もなければ。こないだ原野火災がありました。うねとり荘の近くで。その時、後で言われたのが、やっぱり女の方々等でも、うねとり荘の人数が避難するとなればもう大変な話で、もう自分たちも駆けつけて手伝おうかなというふうに思ったという方もいましたので。かなり皆さんそこらへん心配したようで。そういったこともありますので、認知症サポーターと</p>

	<p>議長 榎屋村長</p>	<p>自治体の職員だけでなく、民間の人ももうちょっと巻き込んでももっと協力してもらえないかなあというふうに思うんですね。認知症サポーターの活動事例とチームオレンジ取り組み事例として、団体表彰を国の方でやってまして。これ去年なんでしょう、全国で8団体、企業とか自治体がありますけども。この中に矢巾町があるんですね。矢巾町で、こういった活動の中で本人のための居場所と家族が介護者同士や専門職と話をできる場を運営しているとか、あとは愛犬家による見守り活動。散歩しながらやりやすいつてことなんでしょうね。まあいろんなこう、確かにサロンとかカフェもやっています。その中で、成果としてですね、認知症に対するイメージや意識が変わってきている。地域住民からは、チームオレンジの存在が認知症になっても頼れる場所として認識され、安心感につながっているというふうに成果として書いております。そういった意味で、先ほど普代村では、まだまだそういった部分を一般の人に認知してもらってる部分が少ないんじゃないかなというふうに思うわけですし、例えば高齢者のケアといってもいろいろあるわけですが。一人暮らし、特に買い物とかそういうのに出かけるのに非常に大変だというアンケート結果にもあります。そういった、いろんな我々が分からない部分もあると思うんですけども。そこらへんをこの民間の人だとまた細かにできるのではないかなあという意味で、チームオレンジにこだわらずですね、やっぱり全くボランティアっていうより報酬があった方がいいだろうと。これは単なる私の思いつきなんですけども。消防団の活用も考えられないのかなというふうに思うんですね。消防団は出れば、何かしらの報酬が出ます。そういった意味で、消防団が毎日活動しているわけでもありませんので。ただこれが、法的にどうかっていうのはこないだ村長もご存じのように、広域連合の一般質問のとき、消防庁の方に確認はして、法的には問題ないですよということはおっしゃっております。地域で良ければいいんじゃないですかというような回答だったと思うんですけども。こういった活用、これ消防団でなくてもいいんですけど、何かそういった活用できる団体でもあればいいなあと思うんですけども、村長の方のお考えをどうでしょうか。</p> <p>榎屋村長。</p> <p>お答えをさせていただきます。いずれ前段お話があったとおりでございまして、どんどんすそ野を広げていく中で、地域でサポート、支援をしていかなければならないということそのとおりのわけですし、ただそれがまだ不十分と。道半ばと言いますか、スタートもまだといったような状況にあるのもお話のとおりでございまして。今後強めてまいりたいというふうに思っております。私の段階では、その3期の計画の中で、8年からその作るというふうなことの計画があったもので、その準備段階というふうなことで、認識をしておりましたけれども。現実として、ステップアップ講座の方に移行する人がまだ少ないといったようなことで</p>
--	--------------------	--

	<p>議長 中上議員</p>	<p>は、間に合うのかなあとといったような不安も感じたところでございますので。いずれ、急ぎそういったご指導の部分の対応、すそ野を広げたり、取り組み者を多くする活動をしていきたいというふうに思っております。そういった中で、消防団の活用のお話しございました。連合の職員もおそらくそう思っていると思うんですけども、消防団それぞれ私からのお願いをする際には、団長さんとか本部を通じてのこういったことをとといったようなことをお願いをする仕組みになっておりまして。申し訳ないんですが、最初からこの部分もというのを含めてのお願いには、また別段の協議が必要だなあとというふうに思っております。ただ、緊急の場合、表現は悪いですけども、徘徊等の場合で、あれの場合は当然その私からお願いをして、支援をして捜索なりいろんなあれをするということについては、団長を通じてお願いもしてきているし、今後もそういうふうにしていかなければならないというふうに思っておりますけども。何って言いますか、常態的にそのことをというふうなことにはなかなかいかないというふうに思っております。なお、うちもそうでしょうし、管内の状況見ますとやっぱり、オレンジの組織化が進まない段階では、いろんな手立てを講じることを在宅介護支援センターでも村でも一緒になって、あるいは事業者とも一緒になって、連合とも一緒になって考えていくようにしなければ、何って言いますか、久慈市ではこうできても普代ではここまでしかできないというのが、大きく出てしまっただけはこれはまた大変なことにもなるし、いろんな課題も出てくると思いますので。いずれ、一生懸命そういった取り組み、支援の取り組みの輪を広げていって、強化するように取り組んでまいりたいというふうに思います。</p> <p>5 番中上議員。</p> <p>ありがとうございます。少しずつ体制を整えていっていただきたいと思っております。質問は以上で終わらせていただきますけれども。どうもこの高齢者に金が掛かるとか、若者の負担がそのために増えるというような印象が、すごくメディアの中でも出てきまして。例えば、病気にかかる人の後期高齢給付金を値上げをしようとするとか、そういった問題、何って言うか負担のすり替えなんだと思うんですよね。国民負担の在り方が、本来ところが歪んでいるのが、問題が隠されているというふうに感じております。今テレビでは報道されておられませんけども、1,000人規模の財務省解体デモが昨年から5、6回くらい日に日に大きくなっている。その背景は、これ国民負担が増える一方の対策に、もう不満が爆発してるわけですよね。そういったものも含めて、この何でも例えば、こないだ介護保険料も上がってます。毎年上がってるわけですけども、そしてその中で、ホームとかそういったところの介護報酬も下げられてきてる。歴史もありますので、そういったことを少しでもなくするためには、やっぱり、みんなの声が必要なんだろうなというふうに思いますので、せめて村だけでもですね、全力で村民の生活を守って高齢者をフ</p>
--	--------------------	--

休 憩 再 開	議 長	<p>オローできる政策を実行していただくことをお願いしまして、以上で質問を終わらしていただきます。ありがとうございました。</p> <p>以上で、5 番中上一登議員の一般質問を終わります。</p> <p>ここで、2 時 45 分までの休憩といたします。 (14:31)</p>
	議 長 金子議員	<p>休憩前に戻り、会議を再開いたします。 (14:45)</p> <p>次に、1 番金子泰男議員の一般質問を許します。</p> <p>1 番金子泰男議員。</p> <p>1 番金子でございます。質問に入る前に、大船渡における大規模山林火災が 1 日も早く鎮圧、鎮火されますことを切に願うばかりでございます。それでは質問をさせていただきます。</p> <p>藻場再生と漁場の再生、天然畜養施設の取り組み状況の成果と今後の取り組みについて、質問をさせていただきます。</p> <p>県では、アワビ、ウニなどの資源の回復、増大に向けウニの間引きや、海中林の設置などのソフト対策とブロックなどの投入による藻場造成のハード対策を一体的に進めており、これまで県内 5 地区で海中林の設置などを支援するとともに、宮古市田老地区など 4 地区の 10 漁場において、地元漁業者と連携したウニの間引きと、ブロック投入などによる藻場造成に取り組んでおり、6 年度も宮古市重茂地区の 3 漁場で、ブロックなどの投入に必要な漁場環境の調査などを進めてきております。</p> <p>岩泉町でも製造工程で、二酸化炭素 (CO₂) 発生量ゼロを実現した「藻場コンクリートブロック」を使い、磯焼け対策の実証実験を始めて、ブロックから海藻の成長に必要な栄養分を放出してコンブを養殖し、ウニによる食害で失われた藻場再生の可能性を探る取り組みを始めております。</p> <p>普代村においても「青の国普代村天然畜養施設」という名のもとに、普代の海のリアス式海岸の岩礁などを活用した、アワビ、ウニの天然の畜養施設建設の可能性調査検討を行い、村がこれまで取り組んできた実績やデータを踏まえて、更に未来につながる施設の計画づくりのために、専門家の知見や知恵を借りて、その可能性について方向性を探ってきたことと思っておりますが、村として今までの取り組み成果をどのように評価をしているのか。また、成果を踏まえて今後の藻場再生、漁場の再生、天然畜養施設の取り組みにどう生かし進めていかれるのか、見解をお伺いいたします。</p>
	議 長 榎屋村長	<p>榎屋村長。</p> <p>金子議員の藻場再生と漁場の再生、天然畜養施設の取り組み状況の成果と今後の取り組みについての質問にお答えをいたします。</p> <p>岩手県におきましては、平成 28 年に国が策定をした「藻場・干潟ビジョン」を参考にしまして、「いわて県民計画」及び「岩手県水産基盤整備方針」の水産施策の一項目として「藻場生産力の向上」を掲げ、ハード・ソフト一体となった実効性のある効果的な藻場の保全・創造に関する取</p>

り組み方針を定めてございます。

また、令和3年には今後10年間の取り組みの方針を策定をいたしまして藻場保全・創造に取り組んでもきているところでございます。

そして、県ではその方針に従いまして、宮古市をはじめ、久慈市、大槌町などで藻場造成事業を進めており、宮古市では令和3年度からブロック投入による海中林造成への取り組みの実証試験が進められておりますし、令和11年度までに田老漁協管内で5箇所、重茂漁協で3箇所の計8か所でソフト・ハード一体的な取り組みを行っていく予定ということで伺っております。

また、岩泉町内では昨年12月に茂師漁港において、小本浜漁協が実施主体となり、宮城大学や東京の若築建設の協力のもと、製造工程で二酸化炭素発生量ゼロを実現した「藻場コンクリートブロック」を使った、磯焼け対策の実証実験が始まり、新聞にも掲載になったところであります。

本村内での取り組みといたしましては、村の事業となります平成28年度から「地域人材ネット外部専門家招へい事業」を活用をしまして、ネダリ浜や堀内漁港において、港内における藻場再生とアワビ・ウニの天然畜養の可能性調査を実施してまいりました。

水深の浅い一部の場所では、紅色の藻、紅藻類ですか、などの小型海藻類の付着は確認をされたものの、コンブなどの大型海藻類の付着はほとんど確認することができませんでした。

また、令和3年度から5年度にかけては、全国漁業協同組合連合会からの提案により太田名部漁港と堀内漁港に「小型貝殻ブロック」を設置をし、その経過観察も行っていました。

このブロックにつきましても、大型海藻類の付着は見られない状況であり、結果としてブロックの設置だけでは港内における藻場再生は難しいものと判断をされたところでございます。

ただ、ブロックへのアワビ・ウニ・ナマコなどの付着は見られ、住み家づくりとしての効果は実証されたことから、ブロック設置と併せまして、ウニなどの除去、ウニフェンスの設置、海面での海藻養殖など、複合した取り組みによる、藻場再生への実証の試験は今後もありなのかなというふうにも思っているところであります。

いずれ今後も、漁場における磯焼け対策・藻場再生につきましまして、県内各市町村の取り組み成果などを注視、そして共有をしながら、岩手県や関係機関の指導を仰ぎつつ、適切な時期に漁協さん・漁業者などと一体的となった取り組みが行えるよう取り組んでまいりたいというふうには、考えてございます。

適切な時期とは、ある程度先が見える、成功するような状況が出てきた時期を狙って、そういった取り組みを一体的にやっていきたいというふうには思っておるところでございます。

	<p>議長 金子議員</p>	<p>なお、海藻の加工残さ、ご案内のとおりコンブ、ワカメ等の加工残さでございますけども、これにつきましては、ウニへの給餌につきまして、確実な成果が期待される所でございます。この取り組みが実践されるよう、村としましても強く願っている所でございますし、必要なお手伝いは、積極的にさせていただきたいというふうに考えさせていただいておりますことを申し上げまして、答弁とさせていただきます。</p> <p>1 番金子議員。</p> <p>ありがとうございました。この藻場の再生、漁場の再生、そして普代村で行いました天然畜養施設の取り組み状況について、ただ今ご答弁をいただきました。今本当に、答弁はいただきましたが、地球環境が大きく変わってきている。そういった状況にあると思っております。そういった中で、その県でも各自治体でも答弁のように、そのいろいろな調査研究、取り組み等を行っている状況化にもあるわけでございます。今、答弁の中で、なかなか普代村のこのリアス式海岸の岩礁などを活用したこの畜養施設建設の可能性、効果がなかなかないんだといったような答弁ございました。やっぱりこの効果がない、この部分はいいいんですが、この成果、効果を踏まえて、今後の藻場再生あるいは漁場の再生、あるいはこの畜養施設建設の可能性調査にどのように生かしていくのかといった部分がなかなか見えてこない。調査研究はするけれども、その後がなかなか前に進んでいかない。これはやっぱり県でも、各自治体ともそういった傾向にあるのかなあと思っております。そういった中であっても、この普代村では、漁協さんでアワビの放流事業と。そういったその事業に村としても補助を出しているわけでございます。本当に一漁業者として、漁業者全体として、ありがたい事業だなあと思うわけでございます。しかしながら、やっぱり今、県でも各自治体とも、この磯が焼けているんだと。本当に磯焼けという言葉は、優しい言葉だと思うんです。本当に海の中が磯が焼け、海藻が生えていないといったような状況の中で、この放流事業、やっぱりそういった中であっても放流事業は大事だと思うんです。しかしながら、この藻場の再生、漁場の再生をなくして放流だけしても、成果、効果は本当に薄い実感をしているところもでございます。村長さんもお存じのとおり、アワビを収穫すれば、痩せているアワビと。ウニを収穫すれば、痩せたウニと。このアワビ、ウニがもう何年も前からこういった状況が現在も続いているような状況。やっぱりそういうことを考えれば、自治体の調査、研究、取り組みではもう追いつかない。県はもちろんです、この国に対して、磯焼けあるいはこの藻場の再生、漁場の再生のための対策を強く要望をしていかなければならないと思っております。当時であれば、養殖コンブも4m以上の長い、しっぽまで製品にできるコンブが採れたときもございました。今はどうか、今は3mにもなればもうしっぽから枯れが入る、腐れが入ると、そうして長いコンブが採れない、そういった状況、海の環境になってき</p>
--	--------------------	---

	<p>議長 榎屋村長</p>	<p>ている。やっぱりこの広い海を人間の力、手ではどうしようもないと思うんです。しかしながら、この磯の浜だけは人間の力で、藻場の再生、漁場の再生ができるのではないかという、一里の望み、希望を持つわけでございます。是非とも、この磯の浜だけは何とか、人間の力でこの再生できるように、国に対して、普代だけの問題でないと思うんです。県全体で、そして全部の漁協全体で、国に対して強く藻場の再生、漁場の再生のための対策を要望すべきと考えるわけでございます。まずこの点、再度お聞かせをいただきたい。</p> <p>それから、今でさえ漁業者はどんどんと減ってきている。ましてやその新規で養殖事業、普代村はワカメ、コンブですが、この新規でワカメ養殖、コンブ養殖やる人はなかなか出てこないと思うんです。家族がやっていたら、それを跡を継ぐといったようなことはあるわけですが、新規でということはなかなか厳しい状況。本当に今、そういった意味においても、国に対して強く要望していくべきと思います。</p> <p>それから、漁業者が減るということは、本当に我々普代村にとっては、大きな損失。これは沿岸どこの町村も同じだと思うんです。そういったことでも、県全体として、全国的にも要望をしていただきたいと思います。自治体そのものの調査研究だけではもう本当にどこにも足らないような状況だと思うんです。いろいろ答弁の中で岩泉町さんのお話もされましたが、令和6年度に特殊コンクリで藻場の再生というような記事が出ました。町と小本浜漁協が磯焼け対策を実施していると。本当に町と漁協さんが一体となった取り組みをやっているわけです。普代村でも、村と漁協さんが一体となって進めていると思うんですが、この藻場の再生のためのこの取り組みというものは、どういうその普代村の場合は、漁協さんとの兼ね合いがあるのか、この点お聞かせをいただきたいなあと思います。それから、要望についてと2点お願いをします。</p> <p>榎屋村長。</p> <p>お答えをさせていただきます。藻場、漁場の再生につきましては、国においてもすごく重要な課題というふうな認識をしておりますし、各県、各市町村からもその要望が上がっているところでございます。そういった要望の成果もありまして、県の取り組みも現在行われているというふうな状況でございます。市町村はどうしているかというふうなことにつきましては、「何だ」と。「宮古だけか。あそこここだけか。ダメだ全部洋野から全部やりなさい。」という要望を私らは、部長に上げたり、知事に上げたりというふうな取り組みをしております。ただ、県にも限られた予算があつたり、しっかりまだ先が見えないので、順次に進んでいるというふうなことでございます。先ほどお話ししたように、その先がある程度見えれば、私もそれこそ市にも負けない、どこにも負けないくらいブロックも投入しますし、そういった取り組みをやります。</p> <p>ただ、まだそこがしっかり見えていないというのが現実ですし、我々</p>
--	--------------------	--

がやってきた中では、どうも大型の草、コンブでもあれでもなかなか生えてこない。あるいは1、2年経つと1回生えても、またなくなってしまうというふうなことなので、そこらのことをしっかりと確認をして、やっていかなければなあというふうに思っております。いずれ要望については、なお足りない部分等あればですので、常々に要望してまいりたいというふうに思っております。あと、漁協さんとのことの前に、養殖事業の件ございました。4番さんの質問でもお答えしましたけども、漁業、大切な産業でありこれからも伸ばして、これに支えられていかなければならないといった中で、ご案内のような定置網の状況といったようなこととございます。よって漁協さんにも、「やりますよ。養殖のワカメとコンブを主力の1つとして更に上げていくのであれば、私は議会さんと一緒にそれへの支援をやりますよ。」というふうなことを言いながら、是非そこを盛り上げていきたいというふうなこととお話をしているところでございます。本来であれば、ワカメ、コンブが1つ、それから定置が1つといったようなことで成り立ってくる、うちの漁業なわけですけども、今定置網がこういった状況なので、少しその養殖の部分で頑張らなければなあといったようなことで思っております、その取り組みについても進めれるようにしていきたいなあというふうに思っております。あと、漁協さんとの関係につきましては、いずれ、ブロックを入れても、なかなかお話ししたように成果が出ないといったようなことの中で、答弁の最後でお話ししましたけども、加工残さ。これを入れましょうと。これは絶対成果が出ますよと。ということで、お金も使ってくださいと。それから取り組みも、お互い協力してやりましょうということで、進めて来たんですけども。なかなかそれが、ちょっと思うようにいかなかったということにあるところでございます。藻場の造成については、漁協さんも私らと同じで、ちょっと様子を見ながら実証試験制度を進めていく中で、成果を見なければなあというふうに思っているというふうに、私は思っておりますが、なんかこう感覚がずれてる部分もないわけですけども、もしずれがあるとすれば、私とその海藻残さの給餌を一定のところで徹底的にやってくださいということが、やっぱりいろんな課題があつてできないでいるというのが、ちょっと進まない状況かなあというふうに思っておるところでございます。

いずれ、村が漁業権のこともあつたり、いろんなこともあつたりする中で、村が何もかにもやれるわけではないですので、そここのところを協力をいただいて、一緒になって取り組めるようにしていきたいながら、答弁でもお話ししたように、お手伝いは徹底的にしますよというふうな考えでおりますので、何とかそういったことが進めばなあというふうに思っております。

議長
金子議員

1番金子議員。

ありがとうございます。いずれ、いろいろな調査研究の結果、そのブ

	<p>議長 榎屋村長</p>	<p>ロックを入れてもなかなか海藻が生えないといったようなその結果なわけでございます。それを踏まえたそのこれからの対応といったような部分も、やっぱりその県あるいは国にこうなんだといったような状況説明というのも大事だと思うんです。</p> <p>今答弁の中で、岩泉町ではその町と漁協さんが本当にひとつとなって進んでいると。何かその残さの方の話を聞いても、村と漁協さんがひとつになっていないのかなあといったような感も持つわけでございますが、やっぱり、この漁業者の部分です。漁協さんがやっぱり本気になってこの取り組むといったような姿勢が大事なわけで。村がそれに応援するといったようなその関係。関係性がどうなってるのかなあといったようなその部分も、非常に考えるわけでございます。昔であれば、やっぱり漁協さんがいろいろと大漁時期がありました。そういったあたりは、村民運動会もその漁協さんで単独でやる、村でもやるといったような時代もございました。今はそういうその関係でなく、ひとつになって進んでいかなければ、この藻場の再生も漁場の再生もできないんだといったような感じのもとに、村としても是非ともそのひとつの一致した考え方で進んでいただきたいなあというように考えるわけです。そしてこの地球の環境が、海の環境がもう全然前とは違ってきている。海の沖から磯まで全部変わってきている状況。それをその今、本当に最悪になってから取り戻すということは非常に大変なこの技でもあると思うんです。そこを国でも県でも、本当に認識しているのかなあといったようなその状況にあるわけです。ただ磯焼けだと。磯焼けという言葉は本当に我々から見れば優しい言葉。もう海藻が生えてないと、そういったその状況なんです。そこをそのない状態を、藻場を再生、漁場を再生といっても、なかなか厳しい状況にあると思うんですが、そういった取り組み方法が県であろうが、国であろうがどのような感じでブロックを入れる。あるいはそのウニの間引きをする。それだけで済まされるのかなあといったような部分があるわけですが、そういったそのお互いの意見の交換というようなことはどのように、あるわけですか。お願いします。</p> <p>榎屋村長。</p> <p>そういったことについての意見交換は、当然あります。それから、細かい話になりますけども、私の方から例えば漁協さんに活性化補助をしている中で、当然何と何を放流しているかといったのは、私も関心があったりするわけですけども。そういったときは、うちの漁協はウニはやっていないと。アワビとナマコをやっていると。まだ、密植日食状態というか、ウニはそうだからやっていないんですかといえば恐らくそうだと思うといったようなこととか、いろんなことを常に協議相談をしながらも進めております。何もこの根本からずれているというのでなく、漁協さんもそういうふうにしたんだけど、どうしてもできない事情等々もある。これは漁協さんが言うのではないですけども、私から言わせれ</p>
--	--------------------	---

	<p>議長 金子議員</p>	<p>ば、例えば、「漁師さんだって、給餌のちゃんと方法が決まってて効果的な給餌というのも知っているんじゃないですか。」と。ただ今までのようにやってきてれば、もっと漁業者さんも、個々の方々もやっぱりしっかり少し自分たちのために、陸の方に給餌しましょうとか、ただそう忙しいから沖に行って、パッと放して、はあそうしましょうとか、そういったことではないことを取り組むような、全ての環境というのはできていなければ、漁協さんもなかなか動きづらい面も、頼んでも。今年はそのいずれ、給餌をちゃんと適切な場所にやることで、進めるというふうなことで聞いてました。私は担当課には、「いや、そうでなく実際のあれで給餌をする人を専門に頼んでやりなさい。」というふうなことです。最終的にはそこは漁協さんの都合で、できていないわけですけども。いずれ、そういったものを何って言いますか、相談もしながら、取り組んでいるのは確かに取り組んでおりますし、相談もしております。そしてできれば、これからも、先ほども言ったわけではないんだども、底辺は漁業者さん。最後に水揚げをするのも漁業者さん。そこを自分たちがやらなければならないということを認識をし合って、そして村にも「おらもそういうふうにするから、もう少しやれ。」というふうなことでご指導をいただければ、本当にありがたいなあというふうな思いでおります。いずれ、一緒にいろんな情報交換等は進めているところでございます。</p> <p>1 番金子議員。</p> <p>ありがとうございます。いずれ今、給餌の方法等もお話をされたわけですが、やっぱり専門職が給餌をするのでなければ、漁業をやって自分で商売をやっている人は、どうしても忙しいもんだから、近くに行って同じ場所に給餌をするといったような部分が大半だと思うんです。給餌するにはやっぱり村が今言ったような、専門職を頼んで、この養殖関係でない船を持ってる人が行って給餌をすると。そうすればここに給餌をせ、ここに給餌をせといったような部分は間違いなくできると思うんです。そういった1つの給餌のやり方といったような部分。あと、この広い磯ですよ。本当に藻場再生、漁場の再生って、私も簡単に質問するけれども、これが本当にできるのかといったような部分もあるわけです。岩手県沿岸、その磯が全面的にこの磯焼けといったようなその部分。どうしようもないと言えばどうしようもない。ただその希望と期待が、磯だけは何とか元に戻したいと。我々のように年配になってくれば、明日がないといったようなその部分で、これからの若い方々が本当に大変になると。その大変になるがゆえに、今どうにかしてやらなければならないんだというのが誰しもの考え方であると思うんです。いずれにしてもやっぱり首長さん方は、いろんな国会議員でも、いろんな先生方と会う機会が多々あると思います。今我々は、県の要望もできないような状況にあるんです。だからやっぱり、国会議員にこういう現実を、本当にガラスを見せて海の中を見せたいといったようなその考えもあるわけです。</p>
--	--------------------	--

	<p>議長 榎屋村長</p> <p>議長 金子議員 議長 金子議員</p>	<p>が。本当に磯焼けという甘い言葉では済まされない、磯が焼けているといったような状況にあるわけです。そして、村としてもその大きな金額を補助してるわけですが、漁協さんに。そこがやっぱり、本当に漁業者とすれば有り難いわけですよ。私も一漁業者として本当に有り難い事業だなあと感じております。ただ、それが本当に当たり前に採れば、10にいくところが結果的に本当に半分もいかないといったようなその部分であると思います。そこを何とか今後良くしていくためには、本当にこの海藻が生える藻場の再生、漁場の再生というものを本当に真剣になって、県全体として、国全体として考えていっていただきたいなあというように思います。是非ともそのそういう機会があれば、議員全体でもその東京に行ってお願いをするとかといったようなその機会があれば非常に有り難いわけですが。そのなかなかそういった機会がない。やっぱり、県議の先生方がいる場所で本当に大変なんだよといったようなその現実味の話をしないと、本当にわからないと思います。そういった部分で、村長さんには是非ともこのいろんな機会ですということを強く要望をしていただきたいなあと思います。そして機会があれば、いつかその陳情にもなんでもそのそういう一自治体ではどうしようもないんだけど、やっぱりその気持ちというものが大事だと思うんです。そこらへんを頭において、なんとか今後この部分進めていただきたいなあと思いますが、最後に。</p> <p>榎屋村長。</p> <p>わかりました。そのとおりに思いますので。そういったこと、機会を見つけるなり、常々に要望活動等進めていきたいなあというふうに思っております。あと、最後に勝手な話をさせていただければ、ご存じのように黒崎育ちで、子どものころ前浜に行って潜って、いろんな遊びもした中でございます。50年、60年くらいになります。その頃の浜と今の浜は、全く違ってきております。誰の責任だ、我々の世代の責任。60年前に草がいっぱいあって、あれしたものをアワビがいっぱいでウニがついてた浜を、全然白い岩だらけにしてしまった。我々の世代の責任で、それをいい漁場をそのまま次の代に残せなかったということ、本当に残念に思います。そういった思いも持ちながら、一生懸命議員さん方とも協力をし合って、再生に向けた取り組みが何とか進むようになりたいというふうに思います。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>(「はい、1点目の質問を終わります」と、金子議員)</p> <p>それでは、次に2点目の質問を許します。</p> <p>1番金子議員。</p> <p>2点目の質問をさせていただきます。</p> <p>旧和村邸の利活用に向けた、今後の方針について、質問をさせていただきます。</p>
--	---	--

	<p>議長 榎屋村長</p>	<p>令和3年5月30日付けにおいて、故和村元村長のご親族より「普代村の津波防災への取り組みを含めた歴史、文化など資料の保存や発信の強化に供するとともに、移住定住促進や交流人口の拡大に資していただきたい」旨を付し、邸宅の寄付申し出を受け、同年6月11日付け財産贈与契約締結により、現在村の普通財産として管理しているわけですが、取り組み経過としては、令和3年度移住希望者のニーズを踏まえ、村では旧和村邸を活動拠点とした場合の基本設計業務を実施、利活用に向けた基本設計の結果、改修事業費が多額となる見込みとなったことから、当初予算での事業化を見送っております。令和5年度には普代村地域づくりアドバイザーより、新宿調理師専門学校の被災地訪問活動の一環として、旧和村邸を活用し、地域の方々に料理を振舞いたいとの意向を伺ったことから、村では被災地訪問活動受入事業を予算化したわけですが、東京都でのコロナ感染者の増加に伴い中止に至っております。</p> <p>令和6年度には、空き家遊休不動産を利活用して、村の魅力化を目指す「空き家利活用人材」を募集。現在1名の方が移住に向けて検討中であるということですが、和村邸の寄附を受けてから3年と9か月、利活用に至っていない状況が続いております。</p> <p>今後においても、利活用に向けた取り組みは継続していくべきと考えますが、一年経つごとに建物の老朽化は進んでくるわけで、少しでも早い利活用を望みたいわけですが、今後の方針をお聞かせ下さい。</p> <p>また、和村邸の活用が決まった場合、最低限度水回り風呂、トイレの改修だけは必要と考えますが、見解をお聞かせ下さい。</p> <p>榎屋村長。</p> <p>旧和村邸の利活用に向けた今後の方針についての質問に、お答えをいたします。</p> <p>議員さんお話のとおり、令和3年6月に故和村元村長のご親族より「普代村の津波防災への取り組みを含めた歴史・文化等資料の保存や発信の強化に供するとともに、移住定住促進や交流人口の拡大に資していただきたい」という、今後の村づくり、村の発展への強い思いを受け、旧邸宅のご寄付を賜ったところでございます。ただ、以後、今日まで具体活用に至っておらないところであり、村といたしましても建物の経年劣化等を危惧しており、ご寄付を賜りましたご親族の思いを、叶えられないでいる状況に、心よりのお詫びを申し上げる次第でございます。</p> <p>ご質問の、旧邸宅の利活用に向けた今後の方針、活用が決まった場合の改修の必要性への見解でございますが、令和2年度から取り組んでおります移住者誘致と持続可能な普代村の創出事業において、旧和村邸を飲食店経営する仕事モデルと人材誘致に取り組みしましたが成果には至らず、更に、活用の方法、活用の条件を広げてということで、飲食店経営に限らず、空き家利活用をも仕事モデルとして構築し、人材誘致に取り組んできたところ、今年度の留村プログラム参加者のお一人です。40代</p>
--	--------------------	---

	<p>男性、都内に在住の方ですか、この方から旧和村邸を地域内外の生涯教育としてのコミュニティースペースや外国人向けの滞在施設として活用する事業プランの相談を受けたところでございます。</p> <p>現在、次年度の地域おこし協力隊員にお申し込みをいただき、早ければ4月から地域おこし協力隊インターン制度のインターン生として、数か月間の受け入れを予定してございます。ご寄附の趣旨に沿う本施設に関する調査・研究活動を実践をいただきながら、今後の施設利活用の可能性、施設改修の必要性など、その方向性について、しっかりとご本人と協議してまいりたいというふうに考えさせていただいております。</p> <p>なお、それらを踏まえ、本人のご意向による正式な地域おこし協力隊員としての採用、あるいは施設改修などの件につきましては、改めて詰まってきましたら、議会さんへ協議させていただきたいというふうにも考えさせていただいておりますことを申し上げまして、答弁とさせていただきます。</p> <p>1 番金子議員。</p> <p>ありがとうございます。ただ今答弁をいただきました。村としてもいろいろとこの2点、3点と努力、村としても、また担当課として、本当に努力してくれたなあというように思っております。</p> <p>ただ、やっぱり寄附提供をしていただいた方が、やっぱりここを使っていたくことが、その人に対しても本当に安心をされるといえばあれですが、安堵されるのではないのかなあといったようなその部分もございます。早くそういった部分で、せっかく寄附提供をいただいたわけですから、この移住をする人を早く見つけるといったことが大事ななあと思います。答弁の中で、40代の方が4月からといったようなその部分であると答弁いただきました。ただ、このことは協力隊員であるということであるならば、長くて3年間というようなその任期なわけですが、今でさえやっぱり、協力隊として入ってきていただいても、3年間全うしないで、途中で休まれる方もおるわけですよ。やっぱり3年間任期を通していただくためには、この村に来て本当に良かったなあと思えるようなそういうその施設もそうなわけですが、何かがないかならないと思うんですが、そういった何かを考えている部分があったら、お聞かせをいただきたい。もし、担当課で考えているのであれば、担当課の方でもいいと思います。</p> <p>それから我々議員の研修会の中で、いろいろと講師からこの移住問題についてもお話をいただきました。ちょっとだけ紹介をさせていただきます。</p> <p>今全国でUターン、Iターンの相談で、最も多い都道府県は誰しもが分かる通り、宮崎県というようなその部分。そして、うち7割が都城といったようなその部分であると、講師の先生が我々に教えてくれたわけですが、ここの移住支援金が、最高500万円といったようなことである</p>
--	---

議長
金子議員

	<p>議 長 梶屋村長</p> <p>議 長 中村政策推 進室長</p>	<p>と聞かされました。やっぱり今の若い方々は、これくらいなければ移住までは考えないのかなあといったようなその部分も思うわけでございます。そして今の都会の若者にとって、地方暮らしの最大のネガティブ要素は何かといえば、地方に暮らすならば車が最低条件必要なんだと。車がなければ本当に不便なんだと。そしてそのことによって、車を持つことによって負担も増大するといったようなことであるとお話をいただきました。そしてこういった支援として、免許を持たない人には、免許の取得と車くらいはセットでプレゼントしてもいいのではないかとといったようなお話をされました。やっぱりこういった本気度を見せなければ、なかなかまな板にすら乗らないのではないかと、といったようなお話を聞いてきたわけでございます。それと、やっぱりまさに普代村に住んでみて良かったなあ、普代村に住みたいと思えるような何かが、こういった何かがなければならぬのかなあ。その最低条件として、やっぱり入ると決まったならば、最低限度水回りだけは、改修をしなければならないのかなあといったようなその考えも持つわけですが、こういった部分どのようにお考えか、お願いします。</p> <p>梶屋村長。 答えをいたしますけれども、まず3年後の定着への支援のこと1つありましたし、それからまず、その前の着任への普代を選ぶための支援等々のことありました。いずれの質問も私よりも担当課の方で答えたのが、非常に詳しいというふうに思いますので、そちらの方から丁寧に回答させていただきます。</p> <p>中村政策推進室長。 3年後のその任期満了後の定着に向けてという部分のご質問でございますけれども、まず今普代村としての本当の課題っていうのが、その任期満了を待たずに離職してしまうっていうのが一番の課題でございます。それで来年度、こちら先ほど村長の一般質問の答弁の方でもお話ししましたけれども、協力隊のインターン制度というものを来年度4月から導入をさせていただいて、まずはその2週間以上3か月未満の期間、そのインターン生として着任をいただくというような国の制度にもなっております。やはり、2泊3日の今留村プログラムを進めてますけど、実際には村のリアルな生活の部分っていうのは、なかなか2泊3日では体験できないと思いますので。その3か月の中で、本当に暮らしてみても、ご自身が本当にここでやっていけるかどうかというものをそこで判断をしてもらって、その後本人のご意志の中でやっていけるということになれば、そこで初めて地域おこし協力隊として採用受け入れをしてまいりたいと考えております。あと任期満了後、例えばその方が3年満了して、じゃあここで少し起業をしてみたいとか、そういった部分については、今これも国の制度ではあるんですけども、その地域おこし協力隊員への100万円の起業支援金の補助金というものも村の方でもご用意はしてお</p>
--	---	---

	<p>議長 金子議員</p>	<p>りますので、そういったものの活用もできると思います。あと先ほど宮崎県のお話しとかもされましたけども、うちの方の地域おこし協力隊の今村独自の制度の中でも、その住宅の支援、車の支援、こちらの方はもう必須の村の独自制度で支援をすることということで、受け入れしておりましたので、その新たなプラスαの部分につきましては、少し、ちょっと検討はさせていただきたいと思います。以上でございます。</p> <p>1 番金子議員。</p> <p>ありがとうございます。いずれこの協力隊員で来るということになれば、やっぱり任期 3 年間は頑張っていたいて、村のためにというような部分で、こちらでは期待をするわけです。やっぱりそれが、今の現実を見れば、結構途中で帰っているといったような状況にあるわけですが、今のご答弁の中で、2 週間くらいは余裕期間をみて、そして住めるか住めないかといったようなその部分で検討するんだといったようなその話しではあります。いずれ、協力隊員であるということは長くて 3 年間だけですよ。3 年以降も移住をしていただくためには、いろいろなもろもろの、それなりの普代村にいて良かったと思えるような何か施策を出さなければ、なかなか居てもらえない。そして、この協力隊員が一旦帰れば、また次を探さなければならない。といったようなその本当に大変な部分があると思いますので、何とかこの部分、一旦入ったならば、3 年後もここに住んで移住をするといったような部分の取り組み方も、やっぱり今後考える必要があるのではないかなあとと思います。いずれにしても、4 月からの協力隊としてのといったような部分ではすごく期待をするわけですが。一番私が懸念してるのは、寄附提供してくれた方が、本当にそのまま老朽化をさせて、本当にいくら寄附をしたとはいえ、やっぱり使われていないということが、かなりその気持ちに、何かそのあれですが、休まれるところがないのではないのかなあとといったようなその部分があります。是非とも、ここを一回その利活用させるんだという強い思いを持って、是非ともこの 1 人の 40 代の方、移住をさせていただきたいなあとというように思うわけですが。何回か会ったと思うんですが、可能性はどうですか。</p>
	<p>議長 中村政策推進室長</p>	<p>中村政策推進室長。</p> <p>この 40 代の方でございますけども、留村プログラムに参加された後です。まず電話でのやり取りであったり、メールでのやり取りであったり。直近では昨日 Web で意見交換会もさせていただきまして、やはり 4 月 1 日からは村の方にインターン生として着任はしたいという意志は変わっていないようでございますので。その受け入れに向けては取り組んでまいりたいと思います。</p>
	<p>議長 金子議員</p>	<p>1 番金子議員。</p> <p>ありがとうございます。やっぱりその可能性として非常に濃くなってきたわけですが、あそこにはやっぱりあそこの邸宅だけでなく、隣にも</p>

<p>刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の一部を改正するについて</p>	<p>議長 中村政策推進室長</p>	<p>やっぱり畑などもありますが、来たらちょっとでも貸してやるといったような部分も、やっぱり検討してもいいのではないのかなあというように思いますが。そこらへんも検討されておりますか。</p> <p>中村政策推進室長。</p> <p>実際ですね、この方が先ほど一般質問の答弁でもお話をされましたけども、この方の取り組んでいきたいというのが、旧和村邸を活用した中で、そこを地域のコミュニティースペースとしても活用していきたい。なおかつ、今みちのく潮風トレイルの外国人のハイカーさんも増加しているということで、その外国人の宿泊滞在施設としても活用していきたいということで、やっぱり地域のコミュニティースペースとなっていくのであれば、そういった畑の活用とかそういったのも考えられるのかなあとは思いますが。いずれそのインターン生として受け入れた後にですね、その部分もご本人としっかりと協議をしてまいりたいと考えております。</p>
	<p>議長 金子議員</p>	<p>1 番金子議員。</p> <p>ありがとうございます。いずれあそこの和村邸、その屋敷の中も広いわけです。ご存じのとおり。やっぱり、いくら借りているとはいえ、草等もどんどん生えてくるわけですが。そこらへんはやっぱり村が管理をするような状況になるわけですか。個人でそこらへんはやっていくわけですか。やっぱり大変だと思うんですよ。そこらへんの考え方もやっぱり、本人との共有しておかなければならない部分だと思うんですが、担当課としては。</p>
	<p>議長 榎屋村長</p>	<p>榎屋村長。</p> <p>いずれ、当然どこまで借りるかといったようなこともあるわけで、畑はあんなに広いので、除いてというふうになるかもしれないですし、あと室長が言ったように、それも含めてというふうなこともあろうかと思っておりますので。いずれ相談をしてみた中で、本人が活用するというふうなことで、契約した部分については本人が。そしてそれ以外の分は村がやるということを基本に、柔軟に取り組んでいきたいと思っております。</p>
	<p>議長</p>	<p>(「はい、終わります」と、金子議員)</p> <p>以上で、1 番金子泰男議員の一般質問を終わります。</p> <p>以上で、「一般質問」を終わります。</p>
	<p>高井総務課長</p>	<p>日程第 7 議案第 17 号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>高井総務課長。</p> <p>それでは、ただいま上程されました議案第 17 号について、ご説明いたします。</p> <p>(以下、高井総務課長説明、記載省略)</p>
	<p>議長</p>	<p>提案理由の説明が終わりました。</p>

<p>普代村地域包括支援センターの職員等の基準を定める条例の一部を</p>	<p>嵯峨議員</p>	<p>これより、質疑を許します。 ございませんか。 6 番嵯峨議員。</p>
	<p>議長</p>	<p>6 番嵯峨です。まったく初歩的なことで、恥ずかしながら聞きますが、禁錮と拘禁刑どう違うのか、懲役、説明をお願いします。</p>
	<p>高井総務課長</p>	<p>高井総務課長。 すみません。具体的なですね、今の禁錮がどういうものかとか、懲役がどういったものかっていうのは、ちょっと言葉の意味までは分からないところなんです。</p>
	<p>議長</p>	<p>(「禁錮と拘禁刑」と、嵯峨議員) はい。今回拘禁刑に変わった趣旨というようなことではないですよ。言葉の意味ですよ。すみません、ちょっと言葉の意味が分かんないので、後ほど調べてお答えすることでもよろしいですか。 すみません、ちょっと調べてお答えをしたいと思いますので、申し訳ございません。</p>
	<p>議長</p>	<p>6 番嵯峨議員、今調べるそうですのでよろしいですか。 (「後でいいです」と、嵯峨議員)</p>
	<p>議長</p>	<p>そのほか、ございませんか。</p>
	<p>中上議員</p>	<p>5 番中上議員。</p>
	<p>議長</p>	<p>これまでに禁錮とか懲役にあたった人がいるかどうか。これに触れた人が、過去があるかどうか。お願いします。</p>
	<p>高井総務課長</p>	<p>高井総務課長。 今回、関連する条例に関してですね、過去にそういったのに該当したのは、ないという状況でございます。 (「はい、わかりました」と、中上議員)</p>
	<p>議長</p>	<p>ほかに、ございませんか。</p>
	<p>議長</p>	<p>(なし)</p>
	<p>議長</p>	<p>なければ質疑を終結いたします。 直ちに採決を行います。お諮りいたします。 議案第 17 号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。 (異議なし)</p>
	<p>議長</p>	<p>ご異議なしと認めます。 よって、本案は、原案のとおり可決されました。 日程第 8 議案第 18 号「普代村地域包括支援センターの職員等の基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 当局の説明を求めます。 松葉地域包括支援センター所長。 それでは、ただいま上程されました議案第 18 号につきまして、その内</p>

<p>改正する条例 について</p>	<p>括支援センター 所長 議 長</p>	<p>容をご説明いたします。 (以下、松葉地域包括支援センター所長説明、記載省略) 提案理由の説明が終わりました。 これより、質疑を許します。 ございませんか。 (なし)</p>
<p>休 憩 再 開</p>	<p>議 長</p>	<p>なければ質疑を終結いたします。 直ちに採決を行います。お諮りいたします。 議案第 18 号「普代村地域包括支援センターの職員等の基準を定める条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。 (異議なし) ご異議なしと認めます。 よって、本案は、原案のとおり可決いたします。 暫時休憩いたします。(15 : 53)</p>
<p>散 会 (15 : 56)</p>	<p>議 長 高井総務課 長</p>	<p>休憩前に戻り、会議を再開いたします。(15 : 54) 高井総務課長。 先ほどの、嵯峨議員のご質問にお答えをさせていただきます。 まず、懲役でございますけれども、懲役はですね刑事施設に拘置をして所定の作業をさせるという、拘置をするのと作業をさせるのがセットになっているというのが懲役でございます。禁錮というのは、刑事施設に拘置するというもの。作業がセットになってないものが禁錮っていうことになります。今回改正をするのがですね、拘禁刑っていうのが、刑事施設に拘置をして、更生に必要な教育とかそういったものをするというようなことで、拘禁刑というもの変わったという内容でございます。 以上です。 6 番嵯峨議員よろしいですか。 (「はい」と、嵯峨議員) 以上を持ちまして、本日の日程は全部終了いたしました。 本日はこれをもって、散会といたします。 明日は、午前 10 時開会といたします。 ご苦勞様でした。</p>

